

香港特別行政区投資環境

2020年1月

みずほ銀行

国際戦略情報部
香港営業第一部

みずほ総合研究所

調査本部

【目次】

I. 基礎情報

【I-1】アジア主要国・地域経済指標	P.3
【I-2】基礎データ・概況	P.4
【I-3】経済構造	P.6
【I-4】経済・産業の特徴	P.8
【I-5】経済情勢	P.9
【I-6】政治情勢	P.13
【I-7】経済発展上の課題	P.14
【I-8】経済発展上の強み	P.15
【I-9】リスク	P.16
【I-10】直接投資動向	P.17
【I-11】投資先としてのポテンシャル統括	P.20

II. 投資関連情報

【II-1】香港の雇用環境	P.22
【II-2】香港工業団地	P.23
【II-3】香港の税制	P.25
【II-4】投資コスト	P.27

III. 拠点設立

【III-1】香港への進出形態	P.29
【III-2】駐在員事務所設立フロー	P.30
【III-3】支店設立フロー	P.31
【III-4】現地法人設立フロー	P.32
【III-5】香港法人設立コスト試算	P.36
【III-6】撤退	P.37

IV. 規制等

【IV-1】為替管理制度	P.41
--------------	------

V. その他(トピックス等)

【V-1】広東・香港・マカオベイエリア(大湾区)	P.43
【V-2】「紅いシリコンバレー」と連携したイノベーション都市	P.45
【V-3】統括拠点としての香港の現状	P.46
【V-4】香港の統括会社優遇税制:CTC	P.48

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 規制等

V. その他(トピックス等)

【 I - 1】アジア主要国・地域経済指標

国・地域名	韓国	中国	日本	シンガポール	台湾	香港
人口(百万人)	51.8	1,400.2	126.2	5.7	23.6	7.6
名目GDP(億USD)	16,295	141,402	51,545	3,628	5,861	3,730
実質GDP成長率(前年比)	2.0	6.1	0.9	0.5	2.0	0.3
1人あたりGDP(USD)	31,431	10,099	40,847	63,987	24,828	49,334
2020年GDP成長率見込み	2.2	5.8	0.5	1.0	1.9	1.5
信用格付(S&P) as of Sep 2019	AA	A+	A+	AAA	AA-	AA+
国・地域名	タイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	ベトナム	インド
人口(百万人)	67.9	267.0	32.8	108.3	95.5	1,351.8
名目GDP(億USD)	5,292	11,117	3,653	3,568	2,616	29,356
実質GDP成長率(前年比)	2.9	5.0	4.5	5.7	6.5	6.1
1人あたりGDP(USD)	7,792	4,164	11,137	3,294	2,740	2,172
2020年GDP成長率見込み	3.0	5.1	4.4	6.2	6.5	7.0
信用格付(S&P) as of Sep 2019	BBB+	BBB	A-	BBB+	BB	BBB-

出所: IMF - World Economic Outlook Database October 2019 Edition / S&Pのホームページより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

※数値は2019年ベース/2020年GDP成長率見込みおよび斜体箇所はIMF推定値

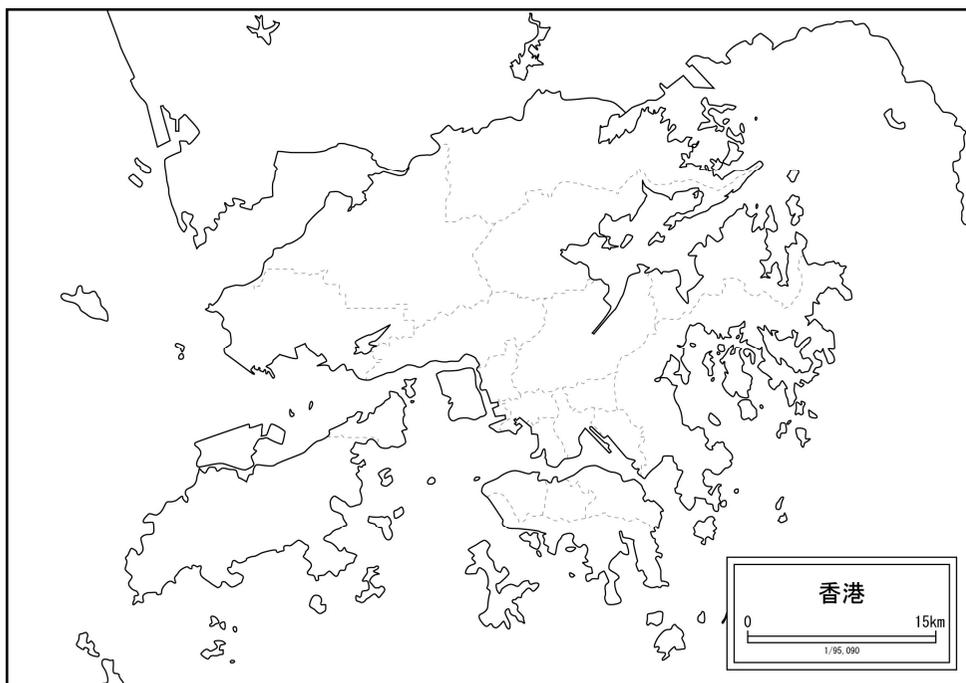
S&P格付定義: A格 債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、経済状況の悪化からやや影響を受けやすい

BBB格 債務を履行する能力は適切であるが、経済状況の悪化によって債務履行能力が低下する可能性がより高い

BB格 投機的要素が強い。経済状況の悪化に対して大きな不確実性、脆弱性を有し、状況次第で債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある。

※S&P信用格付については2019年9月30日時点

【 I - 2】基礎データ・概況



香港基礎データ

【人口】	749万人(2018年、IMF)
【面積】	約1,106万Km ² (東京の約半分)
【言語】	広東語、英語、北京語
【民族】	中国系(約91%)
【宗教】	仏教、道教、キリスト教等
【通貨】	香港ドル
【政体】	中華人民共和国香港特別行政区 行政長官:林鄭月娥(キャリー・ラム) 議会制度:立法会
【GDP】	名目:3,627億米ドル、1人あたり:48,451米ドル(2018年、IMF)
【実質GDP成長率】	+3.0%(2018年、IMF)
【主要産業】	金融業、不動産業、観光業、貿易業

香港概況

- 正式名称は「中華人民共和国香港特別行政区」
- 1997年まで英国植民地だったが、同年7月1日に中国に返還。一国二制度下で50年間は現状維持(2047年には「一国一制度」に)
- レッセフェール(政府の積極的不介入)の経済政策によって成長
- コモン・ロー(慣習法)を踏襲する「香港特別行政区基本法」に基づく司法制度を導入。原則として中国本土の法律は適用されない(中国側からは海外同様の扱い)
- 外交と軍事は、中国中央政府が担当

(出所)外務省、JETRO、IMFより、みずほ総合研究所作成

【 I - 2】香港の特徴

- ◆ **アジア有数の国際都市。経済の90%以上が第三次産業(サービス業)**
 - ✓ アジア屈指の金融都市(2018年世界金融センター指数ランキング第3位)
 - ✓ アジアのビジネスセンター(2019年世界経済自由度ランキング第1位、25年連続)
 - ✓ アジアの物流ハブ(2016年コンテナ取扱量世界5位)
 - ✓ 東アジアの中心に位置し、中国でありながら一国二制度の適用により中国を外からウォッチできる立地

- ◆ **ビジネスに有利な税制**
 - ✓ 法人(一律16.5%)・個人(2~17%の累進課税)とも低い所得税
 - ✓ 配当課税・キャピタルゲイン課税・受取利息課税・関税(一部除く)ともゼロ(⇒香港以外からの収益には課税しないポリシー)

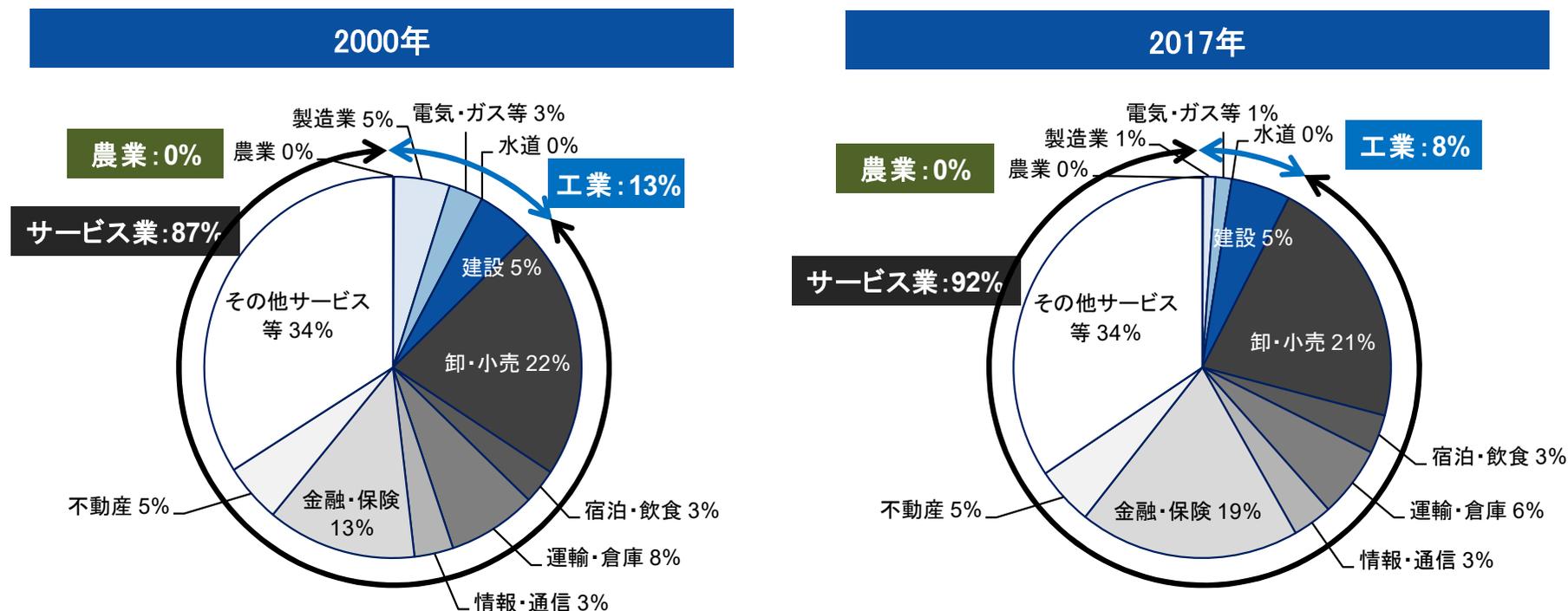
- ◆ **高額な不動産価格**
 - ✓ オフィス・店舗・住宅の賃料は世界トップクラス

- ◆ **人民元オフショアセンター**
 - ✓ 人民元の規制緩和を先行的に享受
 - ✓ 中国国外での人民元決済・運用・調達がほぼ全面自由化された、唯一の地域

【 I - 3】経済構造(産業・貿易)①～産業構造

- ◆ サービス業が付加価値生産額の9割以上を占める。卸・小売と金融・保険の比率が特に高い
- ◆ 製造業の比率は極端に低い。農業はほぼ存在しない

産業別GDP構成比(2000年と直近の比較)

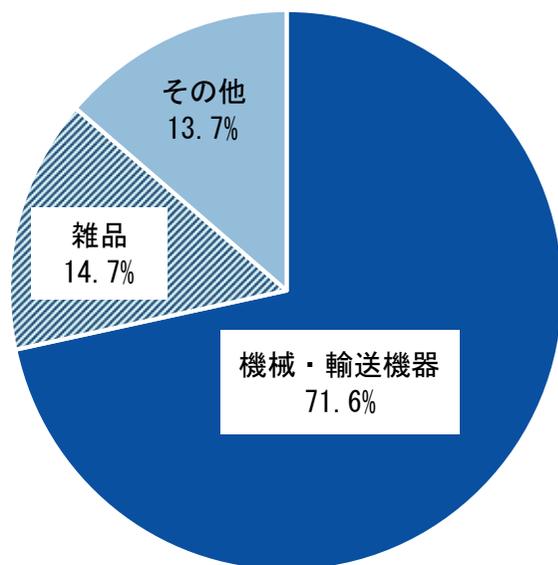


(出所)ADB Key Indicatorsより みずほ総合研究所作成

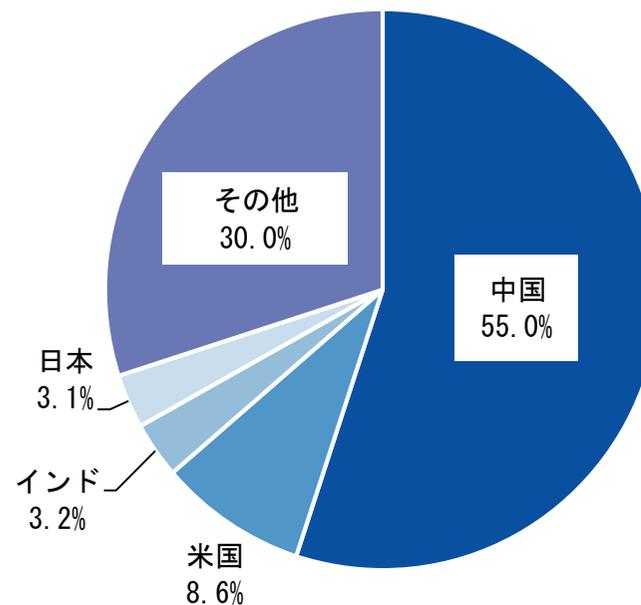
【 I - 3】経済構造(産業・貿易)②～輸出構造

- ◆ 主力の輸出品目は機械・輸送機器。輸出の98%以上を再輸出が占める特殊な構造を有する
- ◆ 国・地域別では、中国が全体の半分以上を占める最大輸出相手

財別輸出内訳(2018年)



国・地域別輸出内訳(2018年)

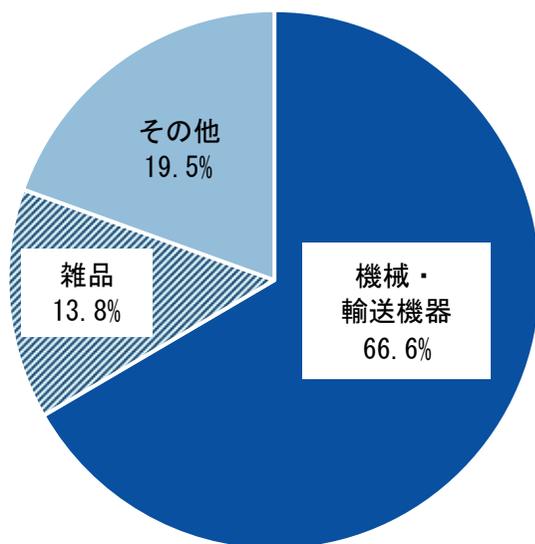


(出所) 香港政府統計處より みずほ総合研究所作成

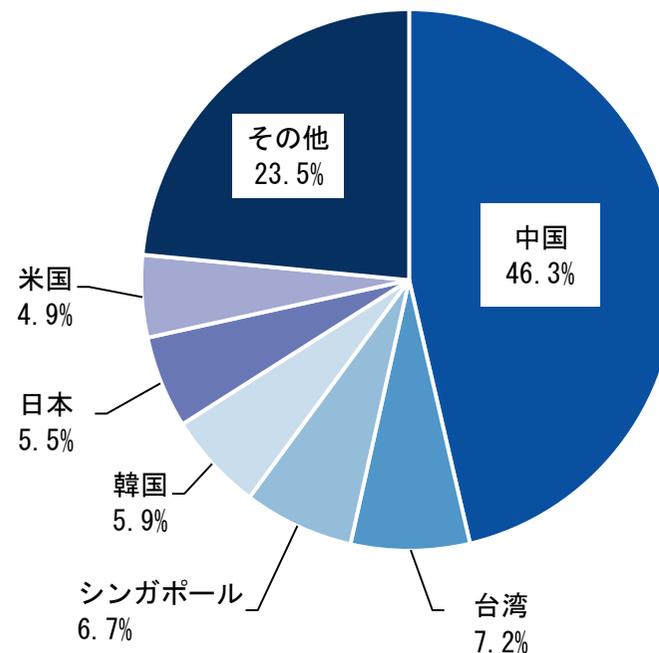
【 I - 3】経済構造(産業・貿易)③～輸入構造

- ◆ 主力の輸入品目は機械・輸送機器。国内消費の他、第三国・地域へ再輸出する用途
- ◆ 国・地域別では、中国・台湾で全体の半分以上を占める。シンガポール、韓国、日本が続く

財別輸入内訳(2018年)



国・地域別輸入内訳(2018年)



(出所)香港政府統計處より みずほ総合研究所作成

【 I - 4】経済・産業の特徴

- ◆ サービス業が主体の発展した経済構造
- ◆ 農業や製造業は衰退している

主要産業

金融・保険

- 国際金融センターとしての地位を確立
- ✓ 東京、シンガポールと並ぶ、アジアでも屈指の巨大な国際金融センターとして発展
 - ✓ 低法人税率、少ない規制、洗練された法制度、高度なインフラなどが、金融センターとしての基盤となっている
 - ✓ 特に、中国企業の外貨調達基地としての株式市場の重要性は突出している

貿易・海運

- 英領時代から自由貿易港として発展。伝統的な主要産業
- ✓ 農業のみならず、現在は製造業もあまり発展していない
このため、貿易の主流となっているのは中継貿易
 - ✓ 貨物は当地を経由せず、書類作成や決済のみを行う、いわゆるオフショア貿易も盛んである
 - ✓ 商社や海運企業のみならず、多数のメーカーが貿易・物流機能を統括する拠点を設置している

旅行関連(小売・飲食・宿泊等)

- 年間香港訪問客数は6千万人を突破、重要性を増す
- ✓ 百万ドルの夜景、ハイレベルな広東料理、香港ディズニーランドなど、観光資源に恵まれる
 - ✓ 中国経済の発展に伴い、中国本土人が手軽に訪問できる旅行先として台頭
 - ✓ また、国際的なコンベンションが多数実施されることでも知られている

不動産

- 多数の財閥企業が参入する分野
- ✓ 金融、貿易、小売などの企業が集積するにつれ、香港不動産市場は総じて順調に成長
 - ✓ 財閥系企業の活動が目立っており、これらの企業は中国本土の不動産開発にも進出している

(出所)みずほ総合研究所作成

【 I - 5】経済情勢①～中長期の成長推移

- ◆ 1997年7月1日に中国返還。その直後のアジア通貨危機に加え、ITバブル崩壊(2001年)、急性重症呼吸器症候群(SARS、2003年)、リーマン・ショック(2008年)といった難局を乗り越え、経済は総じて堅調に拡大
- ◆ 2003年に中国との間で経済貿易緊密化協定を締結。以後、対中中継貿易、本土人旅行者の流入、中国企業の香港取引所上場など、対中経済関係の緊密化が経済成長の大きな原動力となった。少子高齢化などを背景に、近年、成長率にはやや陰りがみられる(また、デモの帰趨次第では、今後の予測値も下方修正される可能性もあり)

名目GDP及び実質GDP成長率推移



(出所)IMF “ World Economic Outlook Database”より みずほ総合研究所作成

【 I - 5】経済情勢②～短期見通し

- ◆ 2019年の成長率は、大規模デモの影響で低下(予測値は2019年10月15日時点)
- ◆ 2020年の成長率は、デモの反動もあり上昇するとみているが、水準としては低いと予測

アジア経済見通し総括表(短期)

(単位: %)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
アジア	6.4	6.2	6.2	5.4	5.5
中国	6.7	6.8	6.6	6.2	5.9
NIEs	2.5	3.3	2.8	1.7	1.5
韓国	2.9	3.2	2.7	1.9	1.5
台湾	1.5	3.1	2.6	2.2	1.8
香港	2.2	3.8	3.0	0.6	1.2
シンガポール	3.0	3.7	3.1	0.8	1.5
ASEAN5	5.0	5.3	5.2	4.9	4.8
インドネシア	5.0	5.1	5.2	5.1	5.2
タイ	3.4	4.0	4.1	3.0	2.9
マレーシア	4.4	5.7	4.7	4.6	4.0
フィリピン	6.9	6.7	6.2	5.5	5.6
ベトナム	6.2	6.8	7.1	6.8	6.4
インド	8.7	6.9	7.4	5.6	6.6
オーストラリア	2.8	2.5	2.7	2.0	1.9
(参考) NIEs + ASEAN5	4.0	4.5	4.3	3.7	3.6
(参考) 中国を除くアジア	6.1	5.6	5.7	4.6	5.0

(注) 実質GDP成長率(前年比)。網掛けは予測値(2019年10月時点)。平均値はIMFによる2017年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算
(出所)各国統計より みずほ総合研究所作成

【 I - 5】経済情勢③～中長期見通し

- ◆ すでに所得水準は高く、成長余地は小さい。生産年齢(15～64歳)人口の減少も始まっており、成長率は2%未満で推移する見通し
- ◆ 足元の大規模デモが、立地先としての香港の印象を悪化させており、企業の投資意欲を削いでいる。デモの帰趨次第では、さらなる低成長となるおそれも

アジア経済見通し総括表(長期)

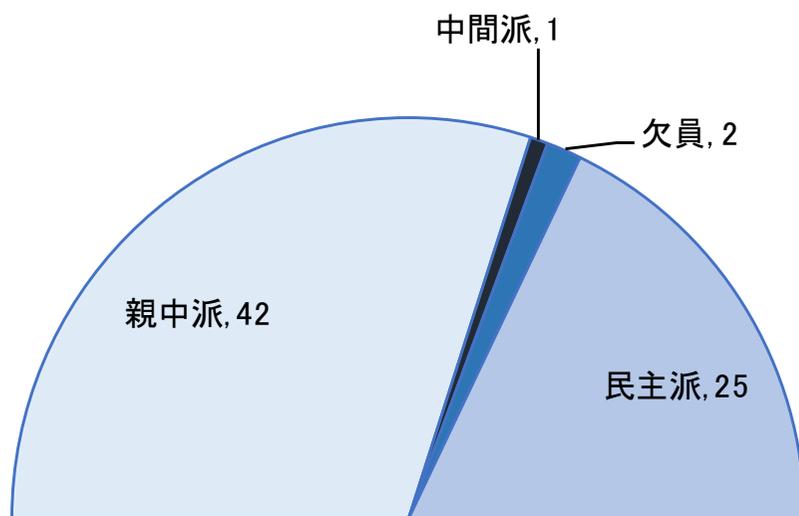
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
アジア	5.6	5.5	5.4	5.3	5.2	5.1	4.9	4.9
中国	5.7	5.5	5.2	5.0	4.8	4.5	4.2	4.1
NIEs	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9
韓国	2.3	2.3	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1
台湾	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8
香港	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.6	1.6
シンガポール	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9
ASEAN5	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9
インドネシア	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
タイ	2.8	2.8	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5
マレーシア	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
フィリピン	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
ベトナム	6.4	6.4	6.4	6.4	6.3	6.3	6.3	6.3
インド	7.1	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
オーストラリア	2.0	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2
(参考)NIEs+ASEAN5	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9
(参考)中国を除くアジア	5.4	5.6	5.6	5.6	5.6	5.7	5.7	5.7

(注) 実質GDP成長率(前年比)。網掛けは予測値。平均値はIMFによる2017年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算
(出所)各国統計、CEIC Dataより みずほ総合研究所作成

【 I - 6】政治情勢

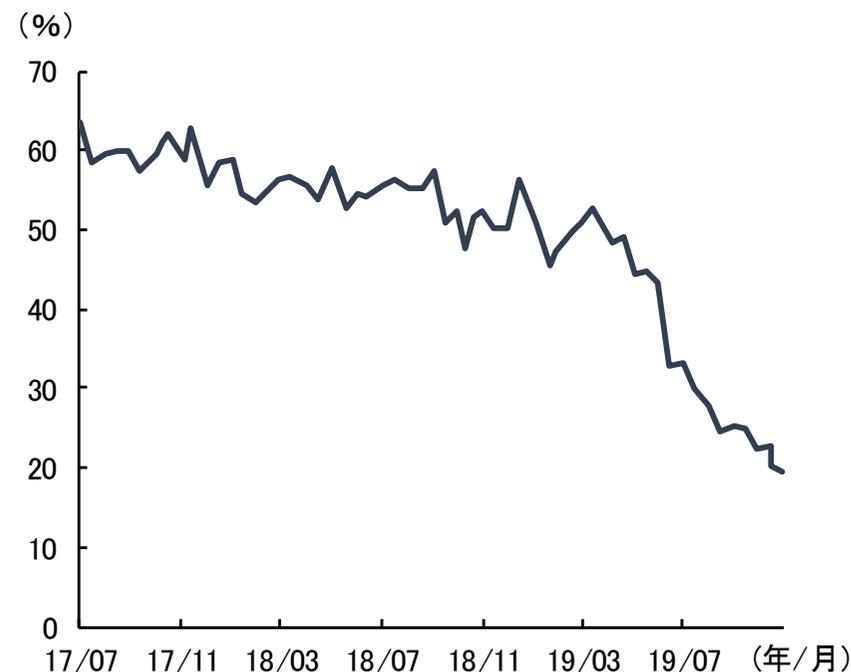
- ◆ 定数70の立法議会議員において、有権者が直接選べるのは半数の35議席に過ぎず、残りは職能団体等から選出される。行政長官選挙は間接選挙となっており、中国寄りの人物が選ばれやすい仕組みに
- ◆ 他方、直接選挙となる区議選(2019年11月24日実施)では、452議席のうち85%となる385議席を民主派が獲得
- ◆ 2019年4月に議会に提出された「逃亡犯条例改正案」(p.16)が市民から不評で、キャリー・ラム行政長官の支持率は急低下

立法議会の議員構成



(注)2018年3月の補選終了時点
 (出所)時事速報「民主派、2議席にとどまる」(2018年3月13日)より みずほ総合研究所作成

キャリー・ラム行政長官の支持率



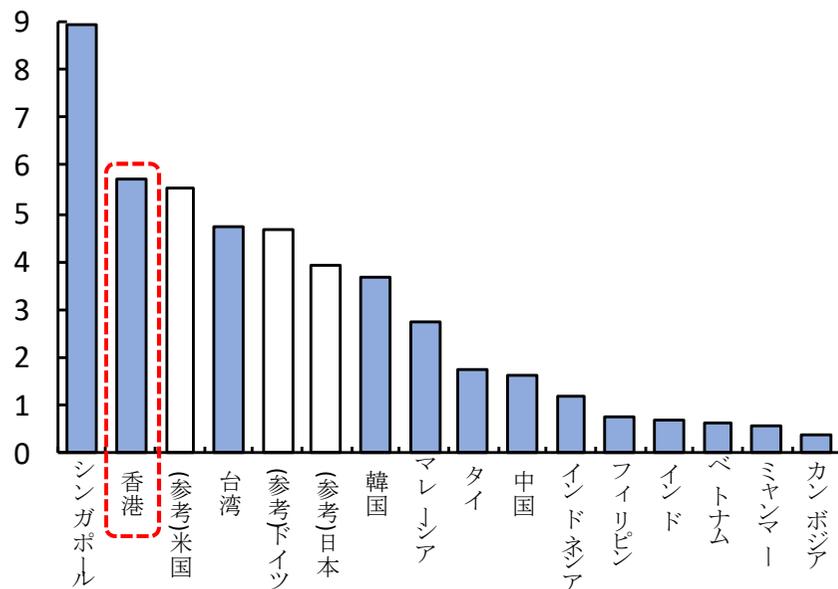
(出所)香港民意研究所より みずほ総合研究所作成

【 I - 7】経済発展上の課題

- ◆ 所得水準が非常に高く、他国の単純な模倣で成長できる段階はすでに終わっている。経済成長を維持するためには、独自に生産性を高めて自ら針路を切り開く必要
- ◆ 生産年齢人口の減少は既に始まっており、経済成長を抑制する要因となっている

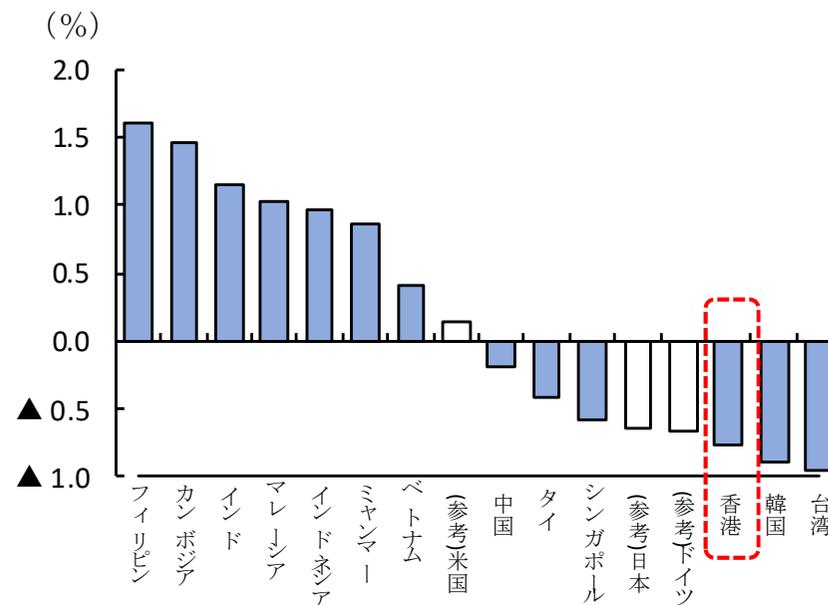
1人あたりGDP(2018年、購買力平価ベース)

(2011年価格・万国国際米ドル)



(出所)IMFより みずほ総合研究所作成

生産年齢人口増加率(2019~2028年平均)



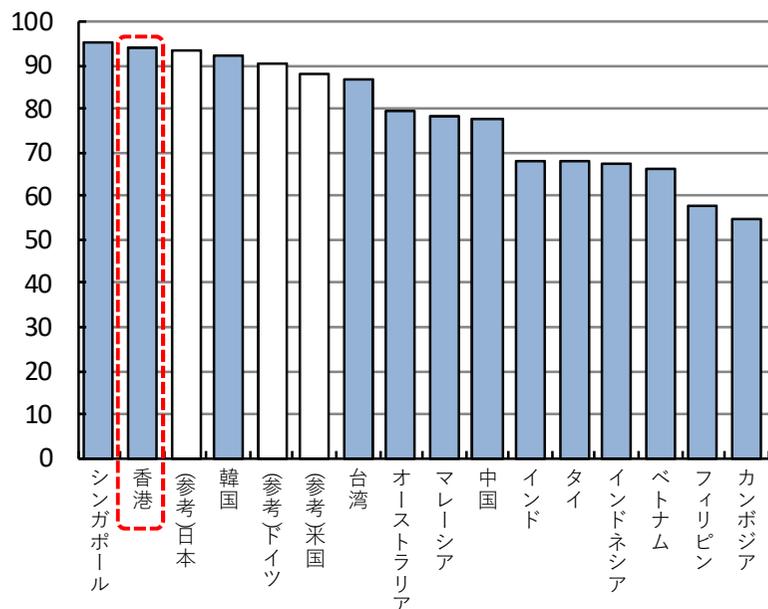
(注)生産年齢は15~64歳

(出所)国連人口部より みずほ総合研究所作成

【 I - 8】経済発展上の強み

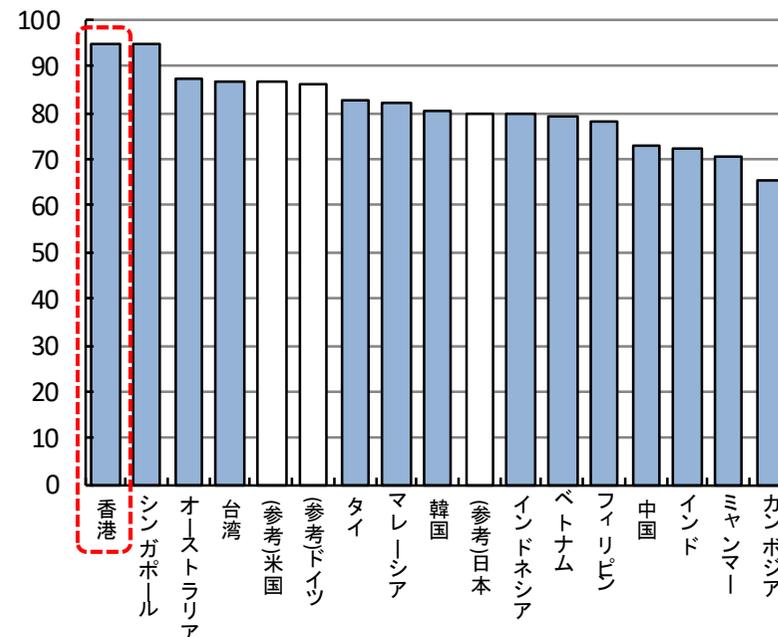
- ◆ インフラの整備度合は、アジアでも屈指の高水準となっている
- ◆ 伝統的な自由貿易港であり、貿易自由度はアジア最高水準となっている
- ◆ 英語力が比較的高いこと、法制度が洗練されていること、法人税率が低いことなども強み

インフラ指数



(注) 数字が大きいほどインフラが整備されていることを示す
 (出所) 世界経済フォーラム “The Global Competitiveness Report 2019” より
 みずほ総合研究所作成

貿易自由度指数

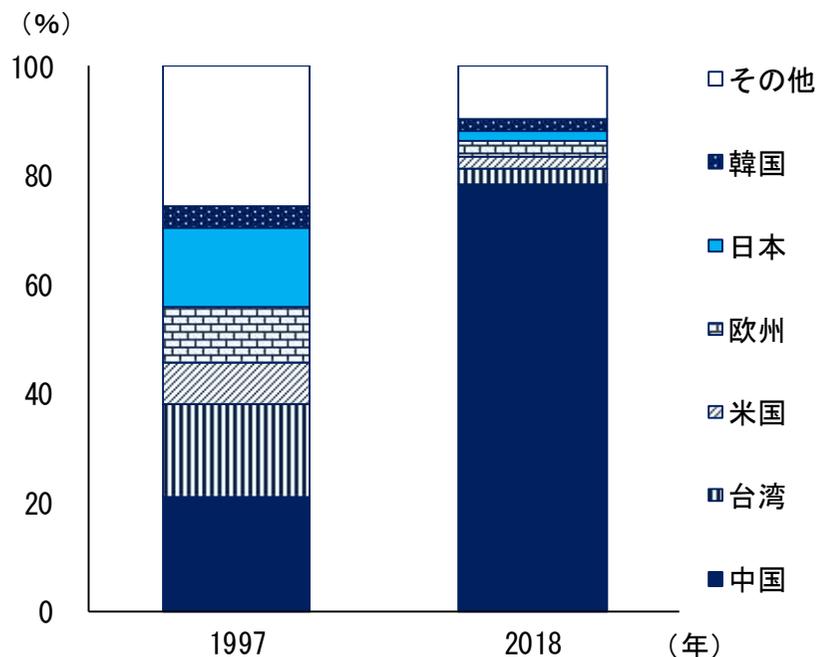


(注) 数字が大きいほど貿易が自由化されていることを示す
 (出所) 世界経済フォーラム “The Global Competitiveness Report 2019” より
 みずほ総合研究所作成

【 I -9】リスク～対中依存の強さ、反中デモ

- ◆ 最大のリスクは対中依存の高さで、輸出、旅行サービスの輸出、香港取引所での上場域外企業などで中国の存在感は圧倒的。中国経済が変調をきたせば、香港経済は深刻な打撃を受ける
- ◆ 為替制度が対米ドルの実質ペッグ制であるため、上述のように中国経済が不振に陥っても、金融政策は発動できず
- ◆ 近年、中国の政治的影響力が高まっており、市民がこれに対する反発を強めている。2019年には断続的な大規模デモに発展し、サービス輸出、個人消費、設備投資などに悪影響

香港を訪問した旅行者の構成



(出所) 香港観光局より みずほ総合研究所作成

中国の政治的影響力の高まりを示す事例

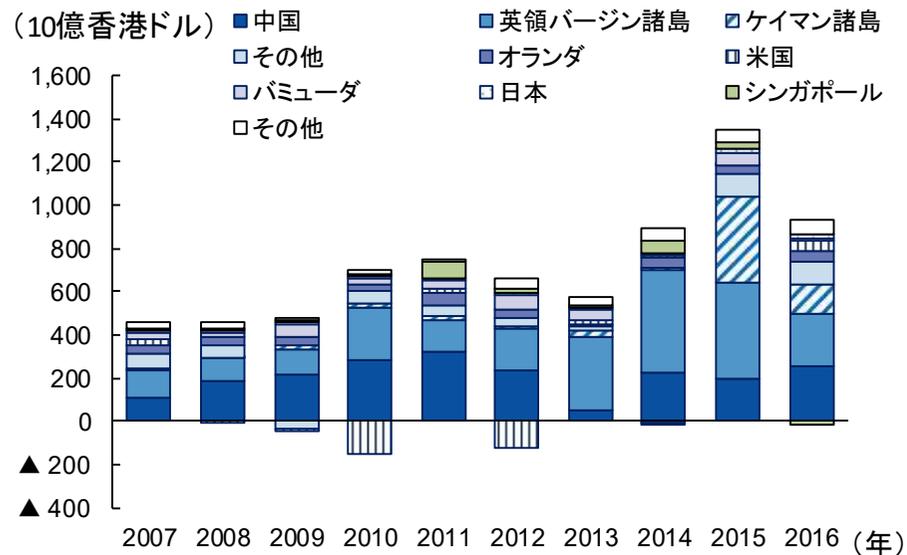
- ✓ 2016年11月、立法会選挙で当選した独立派の2名が就任宣誓を規定通りに行わなかったとして、立法会は両氏の宣誓を無効化
- ✓ 2017年7月、香港の中国返還20年を記念する式典で、習近平国家主席は「中央の権力に対するいかなる挑戦も決して容認しない」と述べ、独立の動きを強くけん制
- ✓ 2018年9月、香港と中国本土を結ぶ初の高速鉄道が開通。香港側の駅にも一部で中国の法律が適用されることから、中国による統治の拡大懸念が指摘される
- ✓ 2019年1月、香港政府は中国国歌を侮辱した者に最高3年の禁錮刑を科すことを盛り込んだ法案を公表。中国本土から独立した法制度が維持されているかどうかに関心が生じる可能性も
- ✓ 2019年4月、香港政府は刑事事件容疑者を香港から中国大陸・台湾・マカオにも引き渡すことを可能とする逃亡犯条例改正案を発表。市民が反発し、100万人規模のデモに発展

(出所) 各種報道より みずほ総合研究所作成

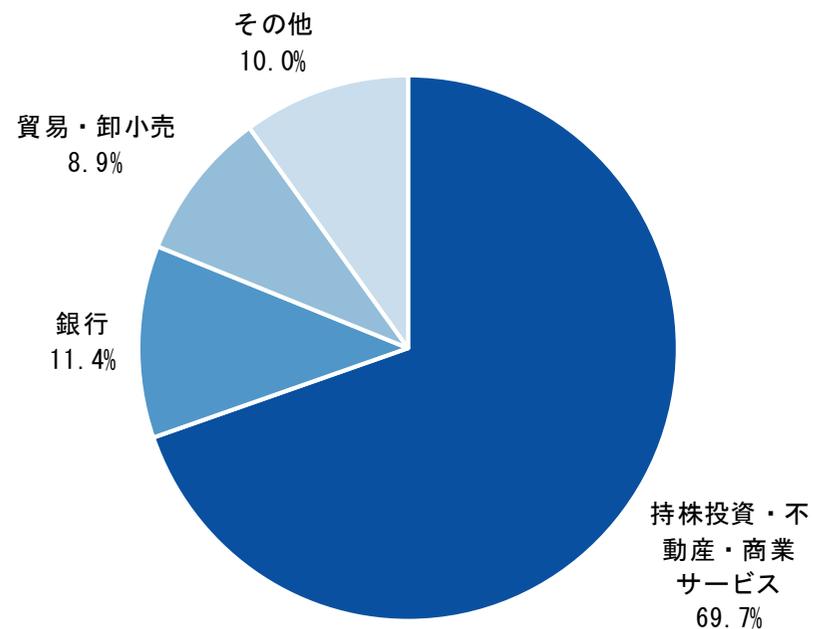
【 I - 10】直接投資動向①～世界からの投資

- ◆ 国別で対内直接投資のフローをみると、中国、オランダ、タックスヘイブンなどが上位を占める
- ◆ 業種別で対内直接投資のフローをみると、持株会社・投資・不動産・商業サービスが圧倒的に多く、続いて銀行、貿易・卸小売となっている

世界からの直接投資フロー(国別推移)



業種別フローの内訳(2017年)

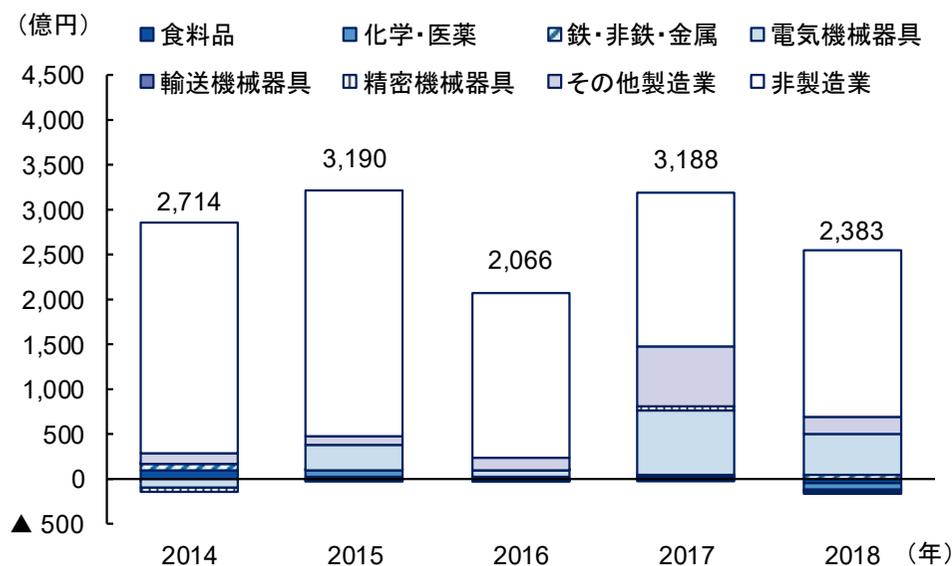


(出所)香港政府統計処より みずほ総合研究所作成

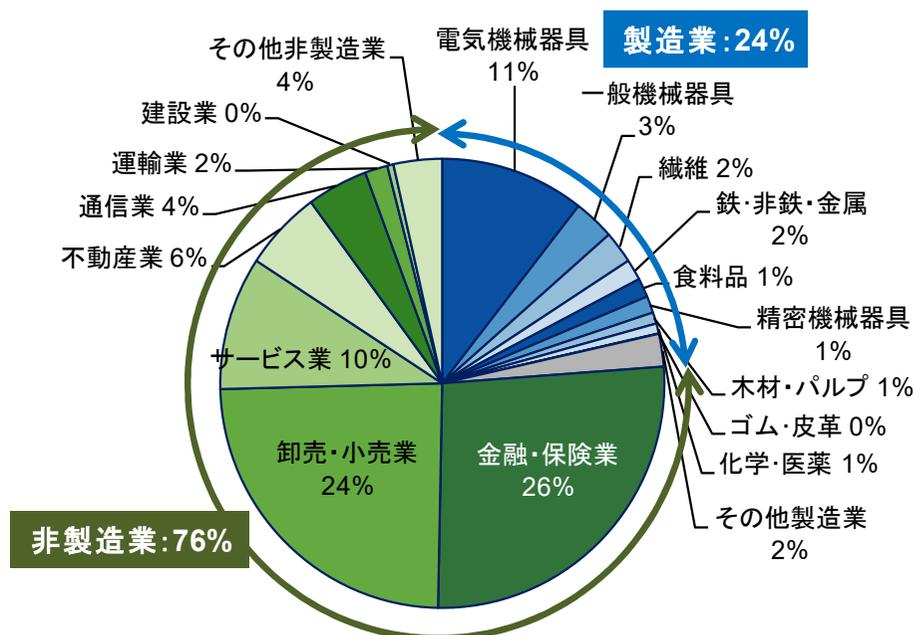
【 I - 10】直接投資動向②～日本からの投資

- ◆ 非製造業が主要となっており、2017年以降は電気機械器具やその他製造業のウエイトも高まる
- ◆ 直接投資残高に占める割合が高いのは、金融・保険業と卸売・小売業

日本から香港への直接投資フローの推移



日本から香港への対外投資残高(業種別内訳、2018年)



(出所) 日本銀行「国際収支統計」より みずほ総合研究所作成

【I-10】直接投資動向③～外資企業の進出状況

◆ 香港進出海外企業数は微増傾向

- ✓ 2018年の外国企業数は前年比6.4%増の8,754社。中国が国別で初首位となり、日本2位、米国3位。日系企業数は2014年から2015年にかけて減少後、増加に転じ、2018年は前年比15社増で過去最多の1,393社

◆ 2018年の統括事務所設置数は過去最多、対2013年比で米国・オランダの純減を中国などの純増分が相殺

- ✓ 外国企業のうち統括事務所数は前年比+8.3%の1,530社で過去最多。首位は米、これに日、中、英、独が続く
- ✓ 過去5年(対2013年比)で2018年までに151社増。国別で米国26社、オランダ18社、台湾11社、日本1社の純減分を中国83社、フランス26社、ドイツ17社などの純増分が凌駕。業種別では半分弱を貿易・卸小売業が占め、これに金融・銀行業、専門・商用サービスなどが続く

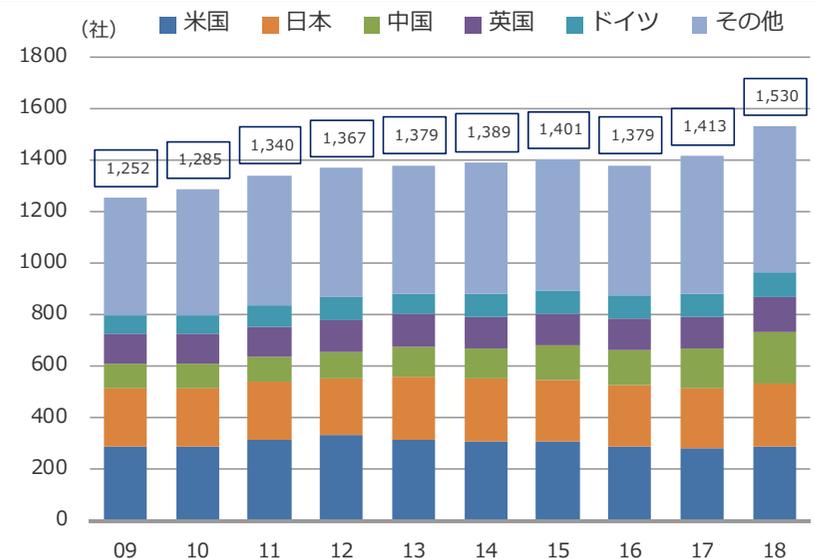
在港外国企業数(国・類別、2018年)

(単位：社)

総合 順位	国・地域	計	統括事務所		地域事務所		香港事務所	
			(順位)	(順位)	(順位)	(順位)		
1	中国	1,591	197	(3)	255	(3)	1,139	(1)
2	日本	1,393	244	(2)	421	(2)	728	(2)
3	米国	1,351	290	(1)	434	(1)	627	(3)
4	英国	712	137	(4)	219	(4)	356	(4)
5	シンガポール	427	46	(8)	106	(7)	275	(5)
6	ドイツ	396	98	(5)	139	(5)	159	(8)
7	フランス	373	92	(6)	119	(6)	162	(7)
8	台湾	371	22	(12)	97	(8)	252	(6)
9	スイス	235	54	(7)	83	(9)	98	(10)
10	オランダ	180	28	(11)	52	(11)	100	(9)
	その他	1,725	322		500		903	
	計	8,754	1,530		2,425		4,799	

(注) 2018年6月時点のアンケートをベースとする数値
(出所) 香港政府統計処、CEICより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

統括事務所数の内訳と推移



(注) 四角の囲みは統括事務所総数
(出所) 香港政府統計処、CEICより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

【 I -11】投資先としてのポテンシャル総括

- ◆ アジアの中心という地理的優位性、高度なインフラを背景に、金融、貿易・物流、情報の地域ハブとしての地位を確立している
- ◆ 所得水準が高いため、消費市場としての魅力も高い。一方、人件費や不動産賃料の負担は大きくなる

投資における魅力		投資における留意点(課題)	
高い経済自由度	レッセフェール(自由放任主義)で知られる。原則、外資規制はない	労働コスト	高い技術、技能を有する労働力の確保に一定のコストがかかる
貿易・物流の中心地	英領時代からの自由貿易港。現在は広東省の玄関口として機能	事業コスト	事業コストは一般に高く、とりわけ不動産賃料は世界的屈指の高水準とされる
法治の確立	法規制の整備が進んでおり、その透明性も相対的に高い	高輸出依存度	小国開放経済であり、輸出に大きく依存する経済構造
金融の中心地	金融ハブ、とりわけ株式取引の中心地として知られる。グローバル金融機関は軒並み進出	狭小の国内市場	土地が小さく、人口も少ない
インフラ完備	効率的で革新的な産業インフラの確立	対中依存の強さ	中国の政治的影響力の高まりに反発する大規模デモが発生しており、投資マインドを下押し
労働力競争力	英語力が高く、教育水準の高い人材が豊富。現地採用でグローバル人材の確保が容易		

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部、みずほ総合研究所作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 規制等

V. その他(トピックス等)

【Ⅱ-1】香港の雇用環境

◆ 失業率は低位横ばいで推移

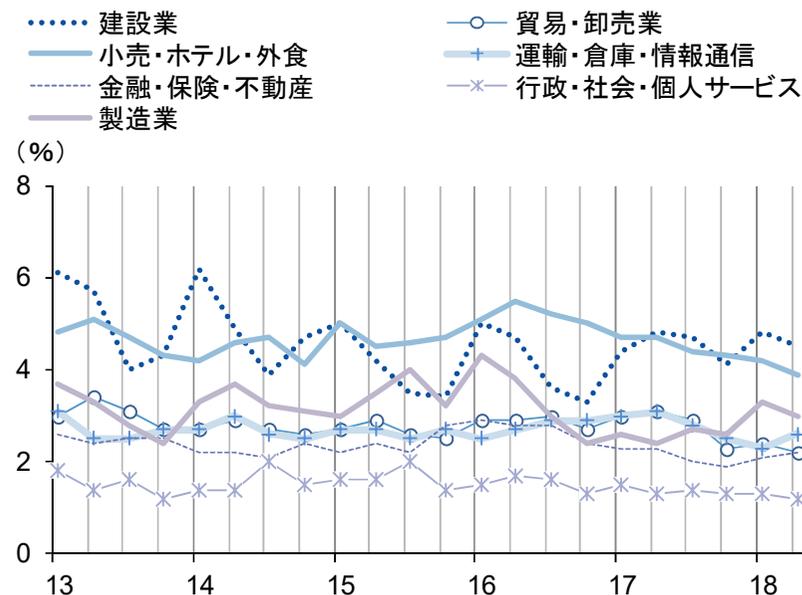
- ✓ 香港の総人口は2018年末で約748万人。この内、労働人口は約398万人
- ✓ 2018年の年平均失業率は2.8%と、2014年3.2%、2015年3.3%、2016年3.4%、2017年3.1%からさらに改善「完全雇用」状態による労働力需給の逼迫が継続
- ✓ 業種別失業率ではインバウンド旅行者減少などで小売・ホテル・外食が2016年4～6月期5.5%まで悪化も、2018年4～6月には3.9%まで改善。同時期、小売・ホテル・外食と建設(4.5%)、製造(3.0%)以外は平均(2.8%)以下

失業率と就業者率の推移(月次)



(出所) 香港政府統計処、CEICよりみずほ銀行香港営業第一部作成

業種別失業率(四半期)



(出所) 香港政府統計処、CEICよりみずほ銀行香港営業第一部作成

【Ⅱ－2】香港工場団地

◆ 香港における主な工業団地は以下3カ所

✓ 大埔工業邨 Tai Po Industrial Estate

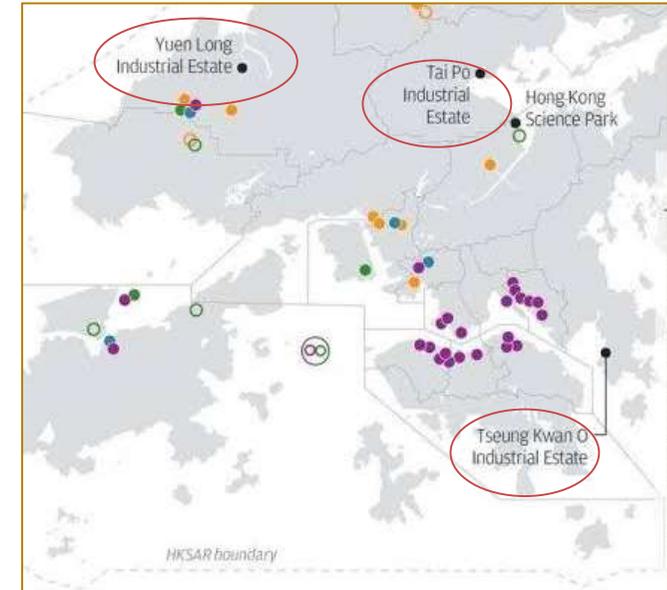
1975年に設立された工業団地。大埔の市街地から1.5kmに位置。吐露湾に面した75ヘクタールの敷地面積を有する。日系では、日清食品、ヤクルト、ヤマザキパン、NTTコミュニケーションズ等が進出。日系以外にも、ミネラルウォーターの屈臣氏蒸餾水(Watsons Water)、外食大手の美心食品廠(Maxim's Food Production Centre)、中華系菓子の奇華餅家(Kee Wah Bakery)、オイスターソースの李錦記(Lee Kum Kee)、亜洲電視(ATV)など多種多彩な約80の工場がある

✓ 元朗工業邨 Yuen Long Industrial Estate

1983年に設立された工業団地。MTR朗屏駅から約1km、山貝河沿いに67ヘクタールの敷地面積を有する。Hong Kong Science and Technology Parks Corporationが管理。香港における新しい産業の発展のため、10年～15年という長期間の貸出に限定して土地を低価格で提供したため、様々な分野の工場が建設。主な有名企業は、凸版印刷、香港生力啤酒廠(San Miguel Brewery)、雀巢香港有限公司(Nestle)、維他奶(Vitasoy)などで、他にも石油化学や鉄鋼、ガラス、製薬会社など、約50の工場がある

✓ 將軍澳工業邨 Tseung Kwan O Industrial Estate

將軍澳駅から南東に約3km離れたところに位置し、敷地面積は埋立地部分も含め約75ヘクタール。日系企業のテナントではNTT Com Asia、カルビーの合弁会社がある。その他ではメディア関係でTelevision Broadcasts, TVB Jade, TVB Pearl等の放送局がある



(出所) 各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ-2】(ご参考)工業用ビル

- ◆ 香港においては、工場団地の他に工場のみが入居できる工場用ビルが存在
- ◆ 香港政府機関であるHong Kong Housing Authority(香港住宅委員会)が管轄する工場ビルは現在6カ所
- ◆ 最低賃借期間は3年で更新オプションあり

	名称・立地	備考
1	Chun Shing Factory Estate (晉昇工廠大廈) Kwai Chung/Tsing Yi	1982年建設 26階建て。1,646ユニット 全フロア面積:41,079m ²
2	Hoi Tai Factory Estate (開泰工廠大廈) Tuen Mun	1982年建設。1,764ユニット 全フロア面積:44,663m ²
3	Kwai On Factory Estate (葵安工廠大廈) Kwai Chung/Tsing Yi	1979年建設。766ユニット 全フロア面積:19,210m ²
4	Sui Fai Factory Estate (穗輝工廠大廈) Shatin	1982年建設。1,597ユニット 全フロア面積:41,725m ²
5	Wang Cheong Factory Estate (宏昌工廠大廈) Sham Shui Po	1984年建設。1,020ユニット 全フロア面積:26,648m ²
6	Yip On Factory Estate (業安工廠大廈) Kowloon Bay/Kwun Tong	1980・1981年建設。1,440ユニット 全フロア面積:36,378m ²

- ・ 民営の工場ビルについても香港各地に存在

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成



【Ⅱ-3】香港の税制

- ◆ 香港の代表的な税率は右の通り
- ◆ 香港の税法では、オフショア損益(香港外の事業活動で発生、香港外に源泉がある所得)、キャピタル損益、受取配当金等が非課税

→香港を持株会社とすることで、中国や海外子会社から日本本社への配当にかかる税コストを圧縮できるメリットも(下記参照。ただし、香港現地法人が実体を持つことが必要)

香港の代表的な税金とその税率 (2019/20年度)

事業所得税	法人税率 16.5%(※)
個人所得税	2~17%の累進課税 (基本15%)
印紙税	有価証券売買 0.2%

※不動産売買の場合、売買価格に応じ異なる

(※)売上200万香港ドル以下の会社の場合、8.25%の優遇税制適用制度あり

■ ■ ■ 海外子会社からの配当益金不算入額イメージ ■ ■ ■

日本出資の場合

中国から日本への配当時に10%源泉徴収され、日本でみなし税額控除されないため、10%がそのまま税金負担になる。

$$\text{税引後の配当益金額} = 90 - (100 \times 5\% \times 30\%)$$

$$= 88.5$$

日本法人

香港法人

中国法人

配当: 100

90

源泉徴収10%

95

配当所得非課税

95

源泉徴収5%

香港出資の場合

中国から香港への配当の際に5%源泉徴収され、香港から日本への配当の際には源泉徴収されない。

$$\text{税引後の配当益金額} = 95 - (95 \times 5\% \times 30\%)$$

$$= 93.5$$

【結論】

配当額の5%分だけ、香港出資の方が税コスト負担が低い

(出所)財務省ウェブサイト他よりみずほ銀行国際戦略情報部・香港営業第一部作成

【Ⅱ－3】香港の税制(各地との比較)

項目		香港	上海	シンガポール
税制	企業所得税	8/25% ¹ /16.5%	25%	8% ¹ /17%
	配当課税	0%	総合課税	0%
	キャピタルゲイン課税	0%	総合課税	0%
	受取利子への課税	0%	あり	0% ²
	関税	0% ³	あり	免税 ⁴
	消費税(増値税)	0%	基本税率16%	7%
	個人所得税	2～17%の累進課税	5～45%の累進課税	0～22%の累進課税
源泉税 (対日本)	利子	16.5%	25.0%	17.0%
	配当	0.0%	10.0%	10.0%
	ロイヤルティ	0.0%	10.0%	0.0%

※1. 金融統括会社としての適用を受けた場合、税率が低減

※2. 支払利息の場合源泉税あり。FTC(Foreign Tax Credit)の場合は免除可能性あり

※3. 一部アルコール、煙草等に物品税あり

※4. 石油製品、車両、酒、煙草を除く

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ-4】投資コスト(各地との比較)

◆中国と比較した場合、香港およびシンガポールは人件費・賃料とも高め

(単位:USD)		香港	中国(上海)	シンガポール
製造業	ワーカー(一般工職)	2,212	662	1,946
	中間管理職(課長クラス)	4,162	1,742	4,490
非製造業	スタッフ(一般職)賃金	2,389	1,129	2,548
	マネージャー賃金	4,219	2,328	4,468
	法定最低賃金(月)	4.40/時	353/月	規定なし
	賞与支給額	基本給の1.76ヵ月分	基本給の2.0ヵ月分	基本給与の2.19ヵ月分
社会保険料	雇用者負担	5%	養老保険16%、医療保険9.5%等	17%
	労働者負担	5%	養老保険8%、医療保険2%等	20%
名目賃金上昇率		2016年:4.0% 2017年:4.0% 2018年:3.5%	2015年:8.9% 2016年:9.5% 2017年:9.7%	2015年:4.9% 2016年:3.1% 2017年:3.8%
工業団地賃料(1平方メートルあたり、月額)		10~41	5.25	0.74~2.17(ジュロン工業団地) 2.82(ベドック工業団地)
事務所賃料(1平方メートルあたり、月額)		7~206	28~32	62~95
市内中心部店舗スペース/ショールームスペース (1平方メートルあたり);税込、管理費別		316	222	237~321
駐在員用住宅借上げ料(月額)		3,191	2,014	2,064~7,739

(出所) JETRO websiteより みずほ銀行国際戦略情報部作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 規制等

V. その他(トピックス等)

【Ⅲ－１】香港への進出形態

◆ 外資系企業による香港への進出形態と各形態のメリット・デメリットは以下の通り

	メリット	デメリット
駐在員事務所 (Representative Office / Liaison Office)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 香港での経費は本社負担 ◆ 会計監査を受ける義務なし ◆ 開設・閉鎖が比較的容易 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 営業活動不可 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 売買契約等一切不可能 ✓ 可能な業務は本社のための市場調査・連絡業務のみ
支店(Branch)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 営業活動可 ◆ 会計監査を受ける義務なし ◆ 契約締結の制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業所得税の申告を行う ◆ 毎年、登記局へ本社決算書を提出 ◆ 訴訟の際、本社も対象となる可能性あり
現地法人	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日本の課税対象外 *ただし、タックスヘイブン対策税制の適用を受ける可能性があり、留意が必要 ◆ 訴訟時に本社は関与しない 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 会計監査を受ける義務あり ◆ 事業所得税の申告を行う ◆ 清算に時間を要する

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ－２】駐在員事務所設立フロー

◆ 主な必要書類

- ✓ 申請書 (IRD Form 1B)
 - 香港の事務所住所・代表駐在員氏名・肩書の記入要
 - 本社の代表 (director/manager/secretary) 1名のサインが必要
- ✓ 本社の設立証明書 (日本の場合、登記簿謄本) とその英訳または中国語訳の認証謄本 (本社代表のサイン要)

◆ 政府費用

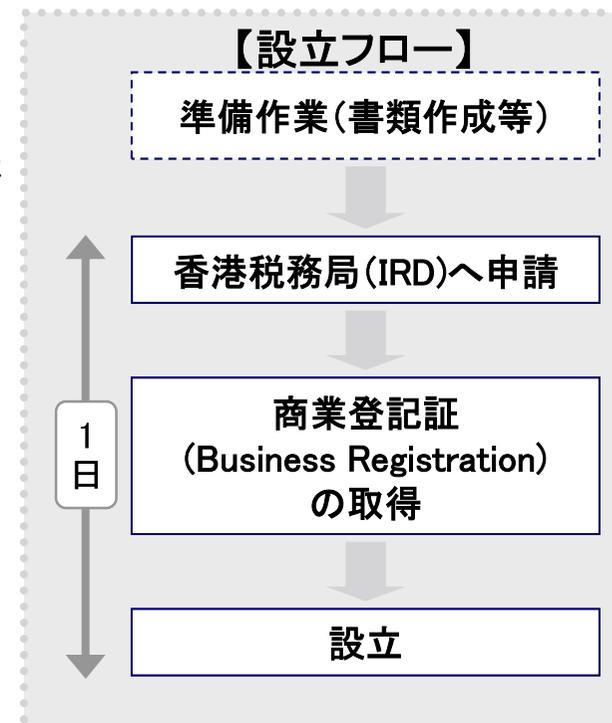
- ✓ 商業登記費用: 1年有効商業登記証 250香港ドル / 3年有効商業登記証 3,950香港ドル (いずれかを選択、2019年4月1日以降)

◆ 手続き ※事前準備(資料準備等)を除く

- ① 税務局 (IRD) へ上記の申請必要書類を提出し、申請費用を納付
- ② 商業登記証 (Business Registration Certificate, BR) を受領 (当日発行)

※ 留意点

- ✓ 会社登記所に登記するのではなく、税務局に事業登記のみを行う
- ✓ 駐在員事務所および現地法人にかかる商業登記費用は年度により変更になる場合あり
- ✓ 駐在員事務所の場合でも、毎年の税務申告が必要 (課税所得がない旨を申告)
- ✓ 税務申告にかかる詳細の問い合わせ先: IRDの会社登記窓口へ

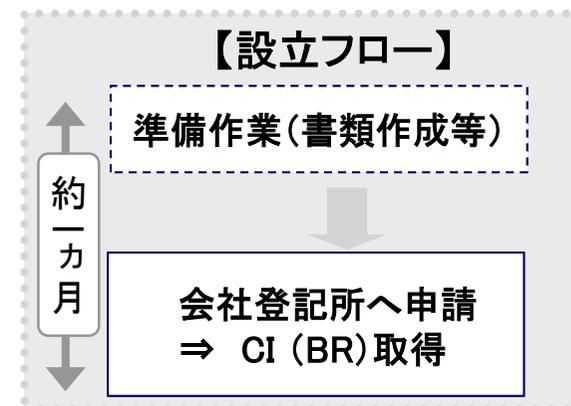


(出所) 香港会社登記所、税務局等からの情報を基にみずほ銀行香港営業第一部作成

【Ⅲ－3】支店設立フロー

◆ 主な必要書類

- ✓ 申請書 (Form NN1)
- ✓ 本社の会社定款とその英訳または中国語訳(公証要)
- ✓ 本社の登記簿謄本とその英訳または中国語訳(公証要)
- ✓ 直近の監査済み決算書(連結および単体の財務諸表)とその英訳(公証要)
- ✓ 商業登記署への通知書 (Form IRBR2)
- ✓ その他(本社取締役情報、支店代表者情報 等)



◆ 手続き ※事前準備(申請資料作成等)を除く

- ① 会社登記所(公司註冊處=Companies Registry)へ上記申請書類を提出し、申請費用を納付
 - ・ 既に実質稼働済みの場合、稼働(開設)から1ヵ月以内に登記が必要
- ② 会社登記証(Certificate of Incorporation, CI)の発行・取得 *約2週間
 - ・ 商業登記(Business Registration=BR)が済んでいない場合は商業登記証(BR)も取得

◆ 政府費用 ※会社登記所へ納付

- ✓ 会社登記費用: 1,720香港ドル(設立できなかった場合、1,425香港ドルが還付される)
- ✓ 商業登記費用: 1年有効商業登記証 250香港ドル / 3年有効商業登記証 866香港ドル(いずれかを選択)

※ 留意点

- ✓ 2011年2月より実行されている会社登記と商業登記のワンストップサービスの下、会社登記の申請提出は、同時に商業登記の申請提出とみなされる(つまり設立過程中IRDへ直接資料提出不要)
- ✓ 事前の書類準備等に時間がかかる可能性もあるため、上記フローの所用期間はあくまで目安とされたい

(出所) 香港会社登記所、税務局等からの情報を基にみずほ銀行香港営業第一部作成

【Ⅲ－４】現地法人設立フロー

◆ 香港現地法人の設立には下記2つの手法がある

✓ 新規設立

- ・ 会社登記所へ直接申請を提出し、新規法人を設立

✓ 「シェルフカンパニー (Shelf Company)」の購入

- ・ 「シェルフカンパニー」: 売却目的のために設立されている会社で、発起人による設立手続きが既に完了している
 - 合法的に設立された後は企業活動は行っていないので、隠れ負債等についての懸念はなし
 - 事業項目などについてもあらかじめ規定していないため、基本的に行える事業は自由
 - ・ 会計事務所などから譲渡を受けることが可能
 - ・ 新規に一から設立する時間がない場合には有効な手法 (最速1週間で手続き可能)

※留意点は下記の通り:

- i. 会社名、株主、取締役の変更など変更登録の諸費用や時間が発生する可能性あり
- ii. 現在、会社登記と商業登記の「ワンストップ・サービス」のもと、新規設立の時間が短縮されているため、「シェルフカンパニー」購入方式の有効性が低くなっている

(出所) 香港会社登記所、税務局等からの情報を基にみずほ銀行香港営業第一部作成

【Ⅲ－４】現地法人新規設立フロー(1/2)

◆ 主な必要書類

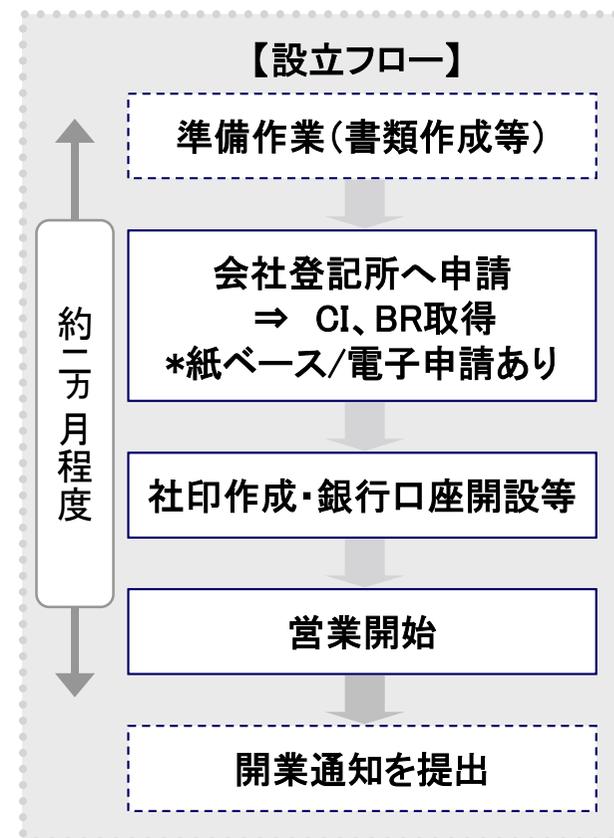
1. 設立申請書(Form NNC1)
 - ・ 申請書に記入された設立者1名の署名
 - ・ 設立者である取締役の場合、申請書内の取締役就任書に署名
(設立者でない取締役の場合、就任書に署名、あるいは会社設立から14日以内に同意書(NNC3)を提出)
2. 定款の写し
 - ・ 会社定款(Articles of Association)
 - 従来の会社定款はMemorandum(基本定款、会社の設立目的や資本金額など基本事項を記載)とArticles(通常定款、会社の規定を記載)の二部分かれていたが、新会社法の実施によりMemorandumが廃止され、Articlesのみに*
 - ・ 電子申請の場合、オンライン・テンプレートに基づいて入力、あるいは自己作成の定款を添付
3. 商業登記署への通知書(Form IRBR1)

◆ 手続き ※事前準備(申請資料作成やオフィス住所確定等)を除く

- ① 類似商号調査
- ② 会社登記所へ上記の申請必要書類を提出し、申請費用を納付
- ③ 会社登記証(Certificate of Incorporation)取得
商業登記証(Business Registration Certificate)取得 *紙ベース約4営業日、電子申請約1日
- ④ 社印作成、銀行口座開設
- ⑤ 支店長等、派遣社員のビザ申請 その他、従業員雇用など
- ⑥ 「法人業務開業通知」(IRBR200)を業務開始後1ヵ月内にIRDへ提出

(*)新会社法による(2014年3月3日施行)

(出所)香港会社登記所、税務局等からの情報を基にみずほ銀行香港営業第一部作成



【Ⅲ－４】現地法人新規設立フロー(2/2)

◆ 政府費用 ※会社登記所へ納付

- ✓ 会社登記費用： 1,720香港ドル（設立できなかった場合、1,425香港ドルが還付される）
- ✓ 商業登記費用： 1年有効商業登記証 250香港ドル / 3年有効商業登記証 3,950香港ドル（いずれかを選択）

◆ 電子申請方式

- ✓ 現在「注冊易」(www.eregistry.gov.hk)にて無料登録すればオンラインで申請可能
 - ・ 現在、電子申請は現地法人の設立のみ可(支店や駐在員事務所設立の場合は不可)
- ✓ 電子申請の場合、CIとBRは電子版で発行され、1日で取得可
 - ・ 設立後、必要に応じて取得する各種証書(CI, BR等)も電子版となる。紙ベースの証書が必要な場合は有料にて取得可
- ✓ 取締役や申請者のサインを電子サイン形式で提出できるため、時間と手間を節約可能

※ 留意点

- ✓ 2011年2月より実行されている会社登記と商業登記のワンストップサービスのもと、会社登記の申請提出は、同時に商業登記の申請提出とみなされる（つまり設立過程中IRDへ直接資料提出不要）
- ✓ 事前の書類準備等に時間がかかる可能性もあるため、前頁フローの所要期間はあくまで目安とされたい

(出所)香港会社登記所、税務局等からの情報を基にみずほ銀行香港営業第一部作成

【Ⅲ－４】現地法人新規設立のフロー(3/3)

◆ 設立申請手続きを始める前に、下記基本事項にかかる社内決定が必要

社名	<ul style="list-style-type: none"> 英語名必須(社名の最後にLimitedをつける)、中文名は任意(同、有限公司をつける) 社名決定にあたり、類似商号を事前確認 <ul style="list-style-type: none"> 申請後、既登録の会社から類似商号の異議申し立てがあった場合、または登記所長官が類似商号であると判断した場合は、設立証明書発行後の1年以内に商号変更を命ぜられることがある
取締役	<ul style="list-style-type: none"> 非上場会社の場合は1名以上、上場会社の場合は2名以上 上限人数、国籍、居住制限なし。ただし、18歳以上 公開会社を含む企業グループに属していない私的会社であれば、法人も取締役に就任可。ただし、最低1名は自然人の株主であること* 3年を超える取締役の雇用に対し、株主の承認が必要* 代表取締役(Managing Director)の選任は任意。香港では法的な地位ではないため、登記所では取締役としての登記のみ
最低資本金・株主	<ul style="list-style-type: none"> 非上場会社、上場会社とも、株主は1名以上、取締役の兼任も可 最低資本金は1香港ドル(1人1株で資本金1香港ドルの設立も可)。一般的には1株=1香港ドルが多い <ul style="list-style-type: none"> 登録時に納付する資本税(授權資本金の0.1%)は2012年6月1日より免除 すべての株式会社につき、株式額面価値および名目/授權資本金を排除へ*
会社秘書役 (議事録等の法定書類の作成、登記、保管を行う)	<ul style="list-style-type: none"> 「香港会社法(Companies Ordinance)」により、会社秘書役(1名)の選任を義務付け 香港居住の個人または法人。会計事務所などに委託可能
決算期	<ul style="list-style-type: none"> 非上場会社の場合、任意決定可。ただし、変更したい場合、税務局に理由の説明が求められ、困難 決算期により、税務申告の期限が異なり、通常、12月決算は翌8月半ばまで、1～3月決算は同年11月半ばまで、それ以外は翌4月末となる

(*) 新会社法による(2014年3月3日施行)

(出所) Philip Lee 会計事務所等からの情報を基にみずほ銀行香港営業第一部作成

【Ⅲ－５】香港法人設立コスト試算(ご参考)

初期コスト	
設立代行 (申請書作成・提出、取締役会議事録作成、社印・定款等の保管等)	9,000～12,000
商業登記料	250
合計	9,250～12,250

年間維持コスト(会計事務所費用)	
①会社秘書役(/年)	5,000～
②登記住所使用料(/年)	2,000～
③商業登記費用(年)	250
④記帳代行(伝票料による)	10,000～(個別相談)
⑤年度監査費(量による)	15,000～(個別相談)

年間維持コスト(その他)		
事務所賃料 (㎡/月)*市内中心部ビジネスエリア	261～1,618	
駐在員用住宅借上料(月額)*市中心部から約30分	24,500	
通信費	固定電話(基本料/月) ファックス(基本料/月)	189.8 229.8
電気代	基本料/月 1kWhあたり	32.7～36 1.09～1.27
水道料金	1㎡あたり	4.16～9.05
人件費 (/月、一般職)		17,750

(出所)JETRO投資コスト比較データ、HKT等の情報を基にみずほ銀行国際戦略情報部作成
(注)金額はすべて香港ドル

駐在員事務所、支店、現地法人の最低維持コスト比較 ※その他コスト未加算	
駐在員事務所	・ ② + ③ = 2,250～
支店	・ ② + ③ + ④ + ⑤(※) = 27,250～
現地法人	・ ① + ② + ③ + ④ + ⑤ = 32,250～

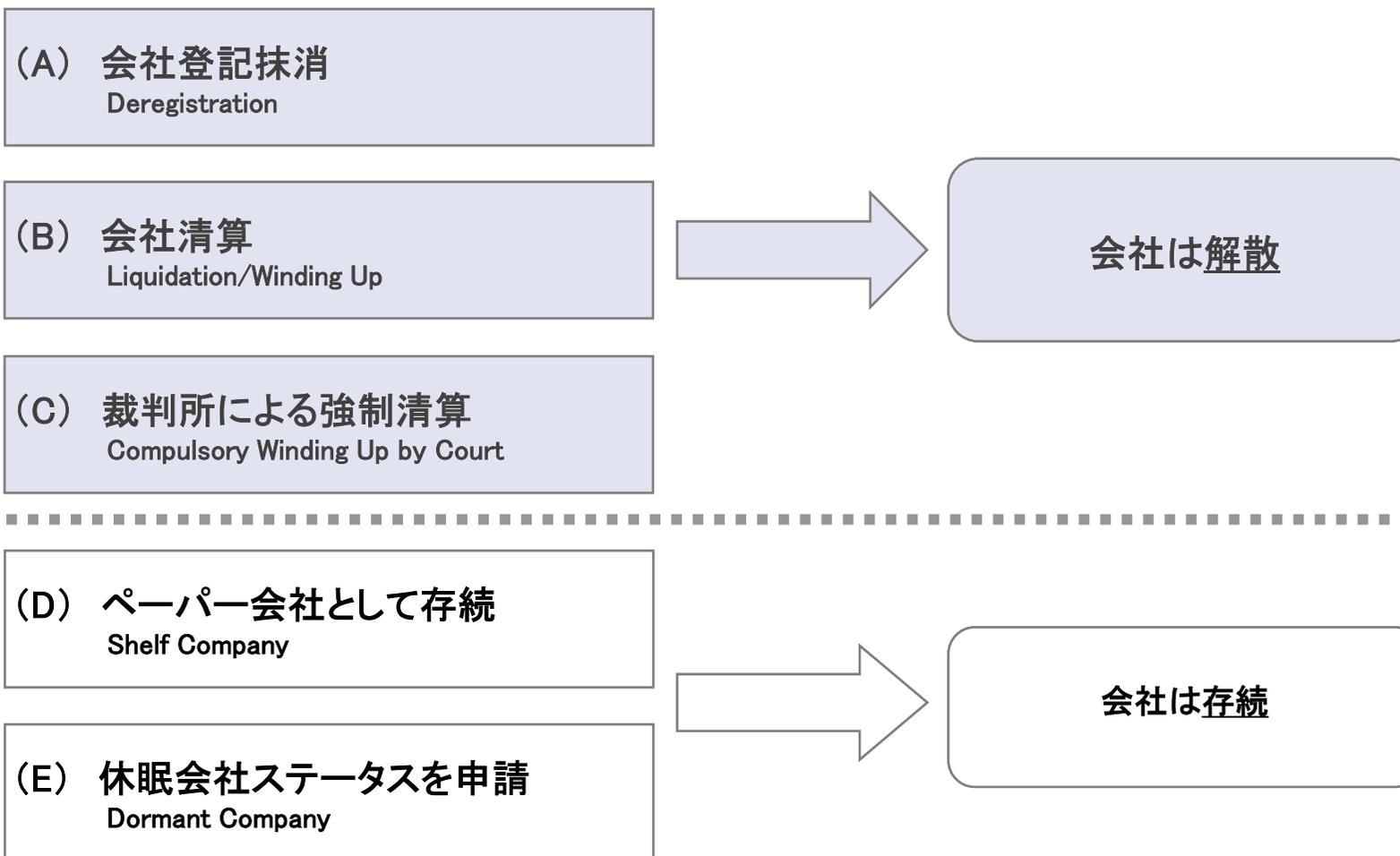
(注)上記数値はあくまで参考値です。実際の設立・運営にあたっては、上記を上回る可能性がありますことを予めご了承ください

(※)監査は任意

(出所)JETRO投資コスト比較データ等を基にみずほ銀行国際戦略情報部・香港営業第一部作成

【Ⅲ－6】撤退(概要)

- ◆ 香港現地法人(支店・駐在員事務所を除く)の主な撤退方法は下記5パターン



【Ⅲ－6】撤退（会社登記抹消と会社清算概要）

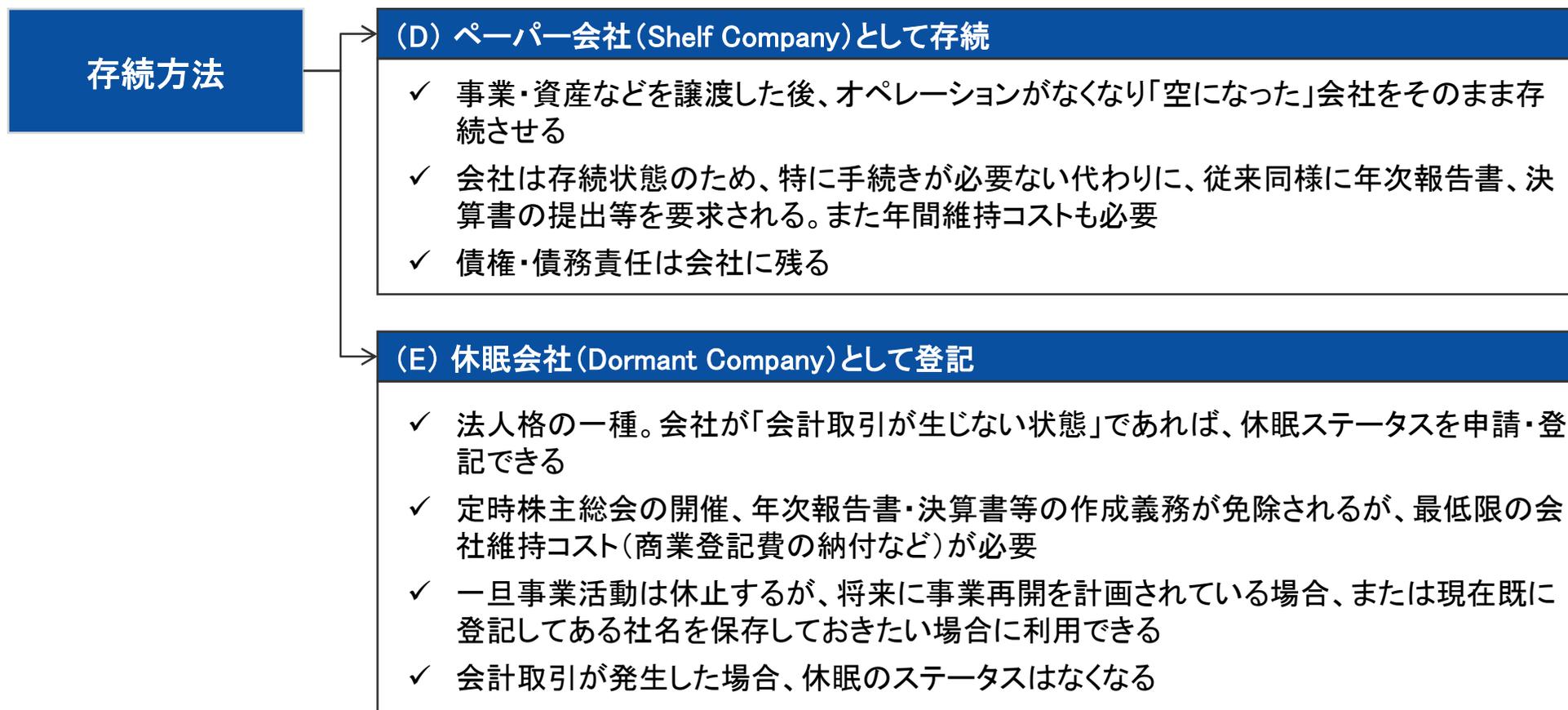
◆ 会社の解散方法の概要は以下の通り



(出所) 香港会社登記所ウェブサイト公開資料、香港公認会計士を含めた専門家からのヒアリング結果をみずほ銀行国際戦略情報部・香港営業第一部にて取りまとめ作成

【Ⅲ－6】撤退（存続の場合）

◆ ペーパー会社と休眠会社の概要は以下の通り



(出所) 香港会社登記所ウェブサイト公開資料、香港公認会計士を含めた専門家からのヒアリング結果をみずほ銀行国際戦略情報部・香港営業第一部にて取りまとめ作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

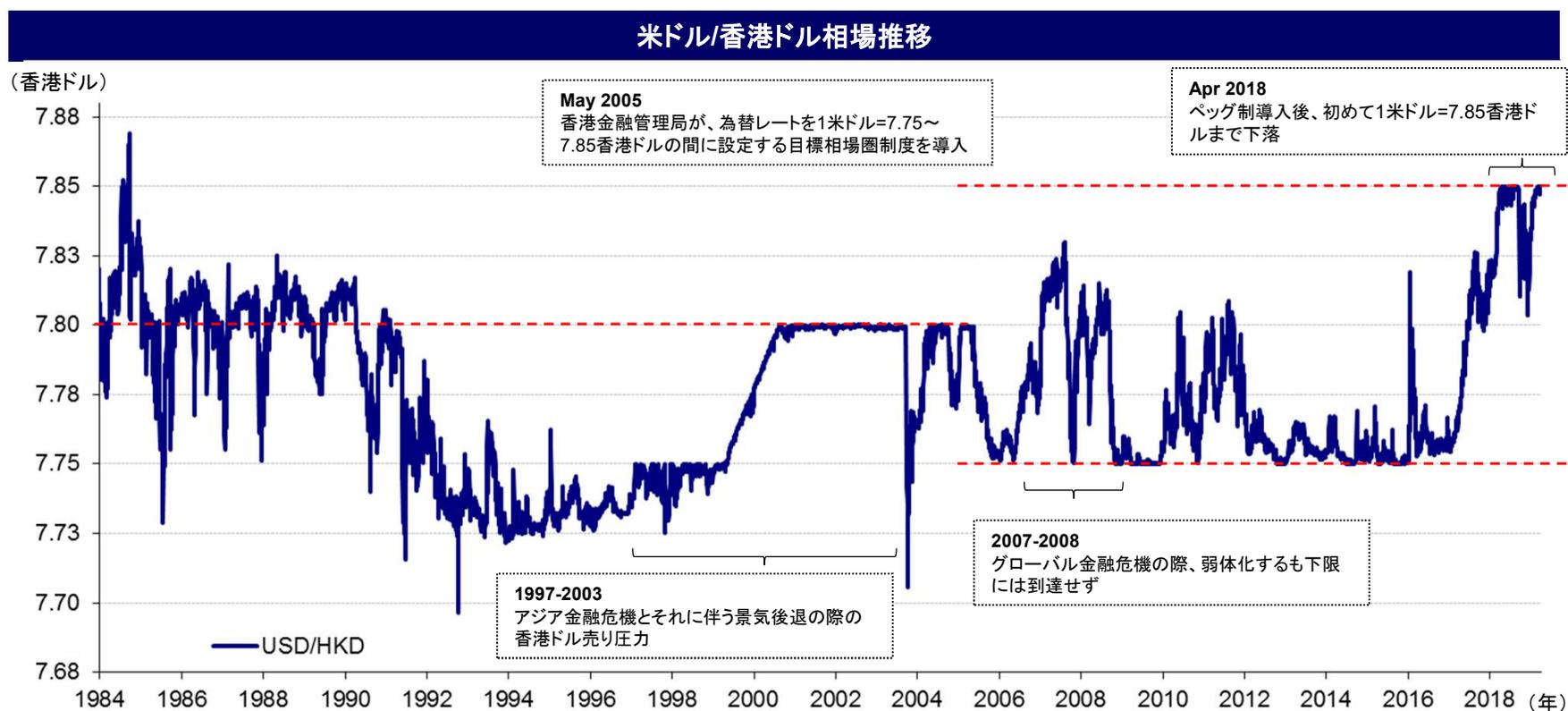
III. 拠点設立

IV. 規制等

V. その他(トピックス等)

【IV-1】香港の為替管理制度

- ◆ 香港における法定通貨は香港ドル(HKD)。持ち込み・持ち出し規制がなく、自由に流通できる通貨である
- ◆ 1983年10月から米ドルペッグ制が導入され、2005年には通貨管理局兼実質的な中央銀行であるHKMA(香港金融管理局)により目標相場圏制度に変更、現在も米ドルに対し7.75~7.85香港ドル間での変動が認められている。なお、香港のドルペッグ制はカレンシーボード制であり、国内に流通する自国通貨に見合っただけの米ドルをHKMAが保有
- ◆ 2018年に入り、香港ドルは33年ぶりの安値圏に下落。その後も変動を繰り返しつつ、足元も下限バンドに近い状態



(出所) Bloomberg等を基にみずほ銀行国際戦略情報部作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 規制等

V. その他(トピックス等)

【V-1】世界最大規模の都市圏目指す『広東・香港・マカオ ベイエリア(大湾区)』

◆ 国家戦略となった「広東・香港・マカオバイエリア」計画

- ✓ 2017年3月の第12期全人代・政府活動報告に、広東省と香港・マカオの相互連携の強化による一大都市圏の形成をめざす「広東・香港・マカオバイエリア(大湾区)」計画の策定が盛り込まれ、河北省の「雄安新区」と同様、国の戦略的開発エリアに
 - 香港返還20周年に当たる同年7月1日、国家発展改革委員会は広東省、香港、マカオの各政府とバイエリアの建設推進に関する枠組み協定に調印。2019年2月に計画綱要を発表し、大湾区の戦略的位置付けや都市別の機能・役割などの方向性を明示
 - 同計画のもと、インフラの相互連携強化やイノベーション力の引き上げ、金融機能の強化など(右下表)を通し、米ニューヨークやサンフランシスコ、東京などに比肩する国際的なバイエリアをめざす

バイエリア対象地域



バイエリア計画策定における重点6分野(詳細別頁)

1	インフラの相互連携の強化
2	世界の新たなイノベーション・センターとしての地位強化
3	「一帯一路」沿線国・地域とのインフラ連携や通商協力の深化
4	製造業の高度化や新興産業の育成による産業バリューチェーンの高度化
5	広東や香港・マカオの金融市場の相互開放や連携推進による香港を筆頭とした大湾区金融核心圏の共同構築
6	教育や環境を含めた質の高い生活圏の創出

(出所) 国家発展改革委員会、広東省人民政府、香港特別行政区政府、マカオ特別行政区政府

「広東省、香港、マカオの協力の深化、大湾区建設推進の枠組協定」2017年7月1日よりみずほ銀行国際戦略情報部・香港営業第一部作成

【V-1】(ご参考) 広東・香港・マカオ バイエリアのインフラプロジェクト

2020年までにバイエリア域内の1時間経済圏が実現する見込み



【バイエリアのインフラプロジェクト】

- **広深港高速鉄道**: 2018年9月23日開通。全長142km、最高速度350km/h。香港～広州間を約60分で連結
- **香港・珠海・澳門大橋**: 2018年10月24日開通。全長55km。香港～珠海間を約30分で連結
- **深中通道**: 深圳市～中山市を連結する全長51km、設計速度は100km/h、2024年開業予定
- **虎門二橋**: 2019年4月2日開通。広州市～東莞市を連結、全長12.981km
- **珠三角新幹線空港**: 仏山市に設置。年間乗降者数は約3,000万人を目標にし、広州の白雲空港とともにハブ空港として位置付けられ、2022年完成予定

(出所) 国家発展改革委員会、広東省人民政府、香港特別行政区政府、マカオ特別行政区政府

「広東省、香港、マカオの協力の深化、大湾区建設推進の枠組協定」2017年7月1日よりみずほ銀行国際戦略情報部・香港営業第一部作成

【V-2】「紅いシリコンバレー」と連携したイノベーション都市をめざす香港

- ◆ 香港政府は「サイエンスパーク」「サイバーポート」をベースにユニコーン企業の育成を支援
 - ➔ イノベーション産業の成長を通じたスマートシティの実現をめざす

香港政府

Science Park

- ◆ バイオ医薬、テクノロジー、エレクトロニクス、グリーンテクノロジー、ICT企業の研究開発拠点。イノベーション産業の育成に向け、新たにHSITPを開発予定

港深創新科技園(HSITP)計画図・写真



- 深圳、香港の両政府は2017年1月にMOU締結
- 双方の境界線エリア(約87ha)にHSITPを開発へ

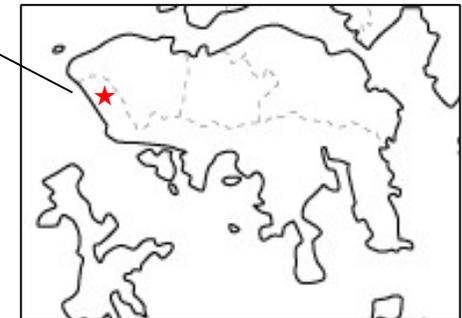


- ロボット技術、バイオ医薬、スマートシティ、フィンテック分野で4万人の就業を見込む
- 若手企業家向けのメイカーズ・スペースや、周辺地域に入居企業向け賃貸住宅や商業施設の建設も計画

Cyberport

- ◆ デジタル技術産業育成を目的に、フィンテック、EC、IoT/ウェアラブル、ビッグデータ/AI関連企業が入居。スタートアップ支援やeスポーツ関連施設の整備も計画中
- ◆ インキュベーションプログラムやイベント開催、ネットワーキングなど、スタートアップ企業が自由に活用できるコワーキング・スペースを完備。

サイバーポートは香港島の南西部に位置し、特に政府が力をいれているフィンテック、eスポーツ、保険関連のスタートアップの育成、支援を実施



(出所)サイエンスパーク、サイバーポートHPよりみずほ銀行国際戦略情報部・香港営業第一部作成

【V-3】統括拠点としての香港の現状(1)

◆ 右肩上がりに続く香港の地域統括本部数

- ✓ 香港に地域統括本部(RHQ)を置く外資企業数は2018年6月末時点で1,530社。うち、日本は244社で全体の16%を占め、米国(290社)に次いで2位
- ✓ 統括会社の業種は、貿易・卸・小売が全体の46%を占め、次いで金融、専門・教育サービスが続く

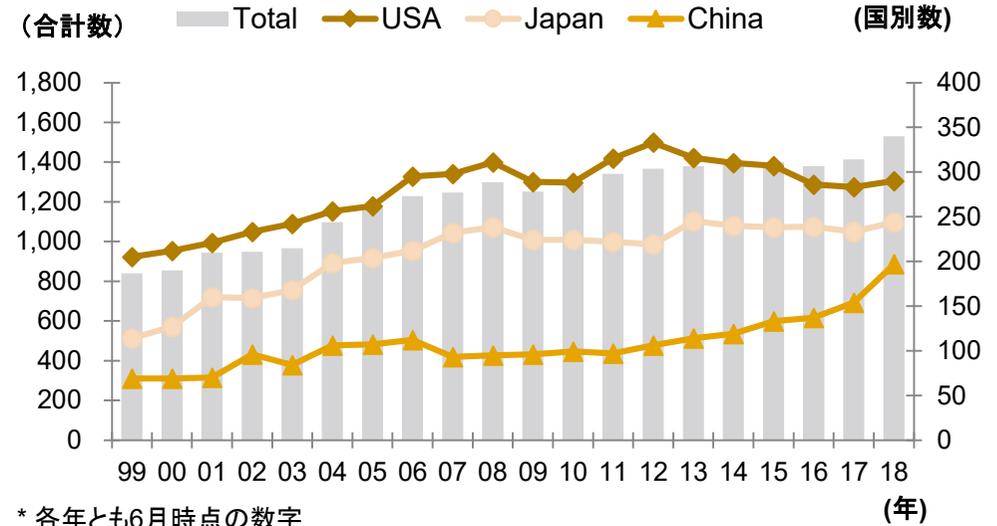
◆ 親会社は製造業、香港では貿易業が多数

- ✓ 香港のRHQおよびその親会社の主要ビジネス上位は右下図の通り。香港社は貿易・卸・小売だが、親会社は製造業であるケースが多い

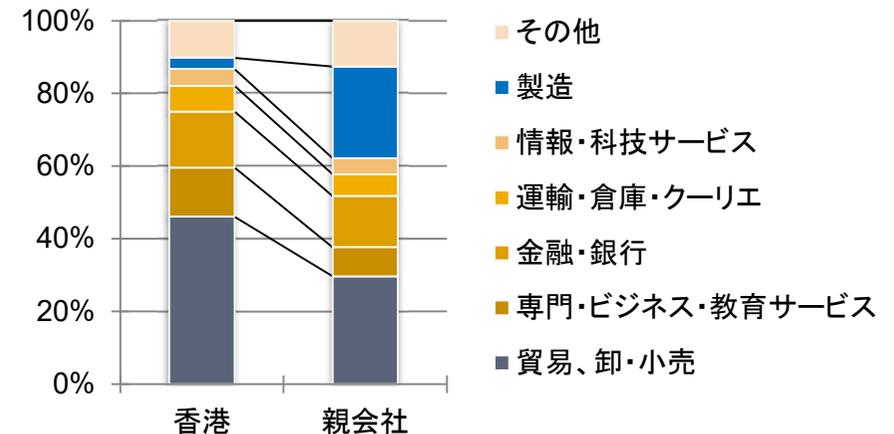
【前提・定義等】

- 当該統計データはサンプル企業を対象にアンケート方式で回答を収集しているため、調査年度により基数等に差があるなど厳密さに欠けるものの、2003年以降の回答率は98%以上
- 当該調査における地域統括本部(RHQ=Regional Headquarters)の定義: 香港域外にある親会社を代表し、地域(香港を含む複数国・地域)内にある各事業所を管理する権限のある拠点

香港における外資企業のRHQ数の推移



香港におけるRHQと親会社の主要ビジネス(2018年)



(出所)「2018年在香港域外の本社を代表して香港に拠点を置く企業にかかる年次統計調査報告」(香港政府統計処)よりみずほ銀行国際戦略情報部・香港営業第一部作成

【V-3】統括拠点としての香港の現状 (2)

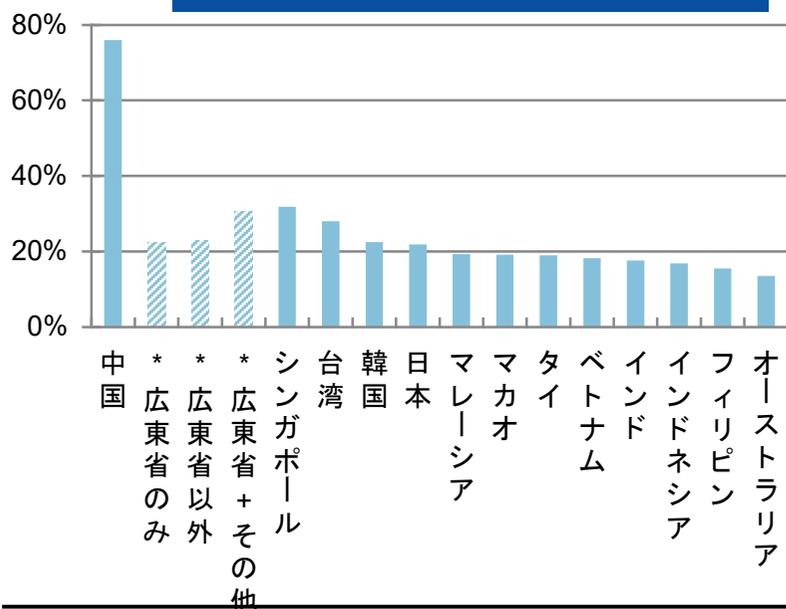
◆ 統括地域と事業規模

- ✓ RHQの76%が中国を統括。日本やその他アジアも統括しているのは2割程度
- ✓ 約8割が100人未満の中小規模事業所

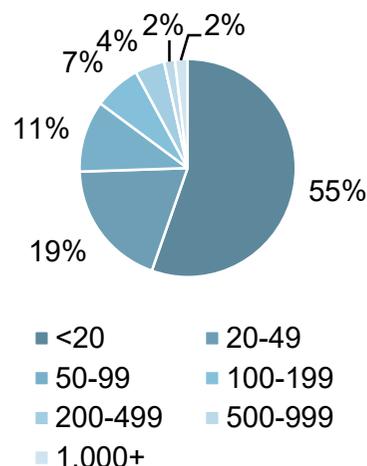
◆ 香港拠点設置の理由

- ✓ 香港のプラス要素としてあげられたトップ10は右下の通り(22項目の選択肢から「Favourable」とした回答が多かった項目の上位10位)
- ✓ 香港は米ヘリテージ財団(Heritage Foundation)の「Index of Economic Freedom (経済自由度指数)」で1995年以来25年連続で世界首位。同財団は香港の簡素な税制と低い税率を高く評価
- ✓ なお香港のマイナス要素として、オフィス賃料や住宅コストの高さを指摘する声も

香港RHQの統括地域



香港RHQの従業員数



香港に拠点を設置した理由

- 1 低税率・簡素な税制
- 2 情報収集の自由さ
- 3 汚職のない政府
- 4 従業員の生産性
- 5 法治・司法の独立
- 6 自由港の地位
- 7 政治的安定・治安の良さ
- 8 地理的位置
- 9 優秀な人材と給与水準
- 10 通信・運輸・その他インフラの整備度

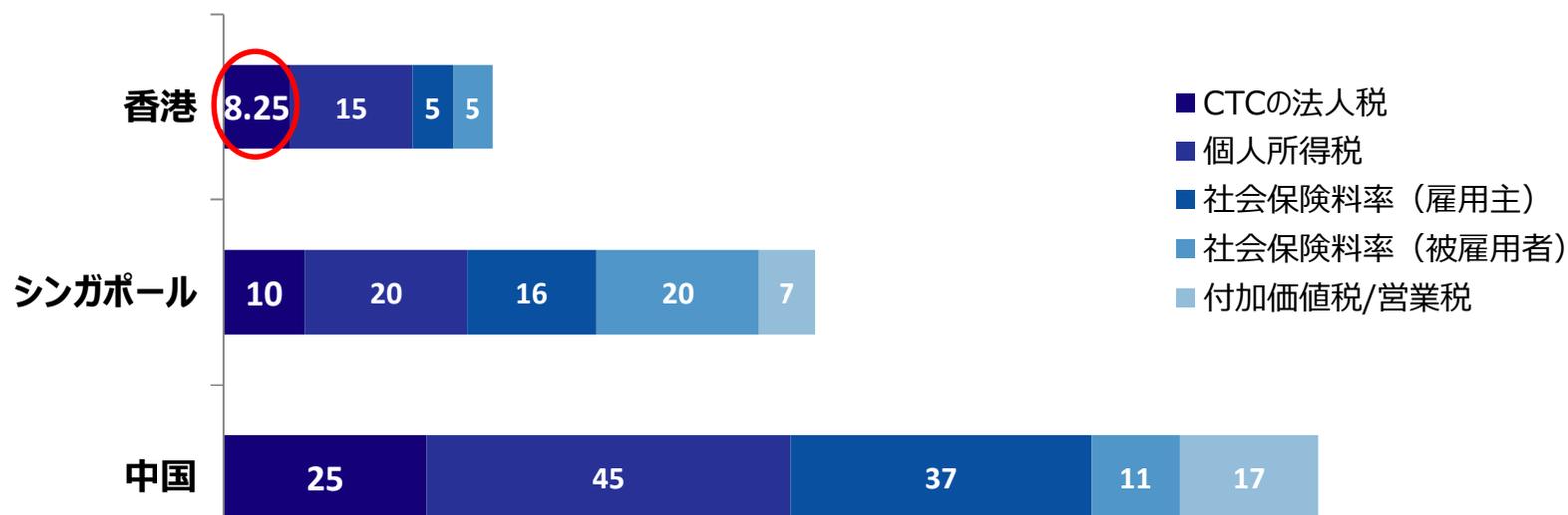
(出所)「2018年在香港域外の本社を代表して香港に拠点を置く企業にかかる年次統計調査報告」
(香港政府統計処)よりみずほ銀行国際戦略情報部・香港営業第一部作成

【V-4】香港の統括会社優遇税制: CTC

◆ 税制優遇対象となる金融統括機能・会社=CTC (Corporate Treasury Centre)

- ✓ 香港政府は2015/16年予算案で、香港に金融統括機能(CTC)を有する多国籍企業や大手中資企業を対象とした税制改正を提唱。2016年度(2016年6月～)から施行
- ✓ 海外グループ会社との貸借にかかる利息に対する税額控除や、一定の金融統括事業(CTC)にかかる法人税の半減(現行16.5%→8.25%に)。シンガポールは10%)などを導入
- ✓ シンガポールに比べ統括会社にとって不利な現行税制を改め、グループの資金管理や調達などを行う“グループの中の銀行”を誘致し、アジアの金融ハブの地位強化をめざす

香港・シンガポール・中国の主要税率(%)



(出所) 香港政府公開情報よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

【V-4】CTCのメリットを享受するには

- ◆ CTCとして税制の優遇措置を享受するには、①金融事業を行う独立した法人、あるいは②セーフ・ハーバー・ルールのクリアが必要
 - ✓ 独立した法人とは、CTC認定機能に特化した金融統括会社の意
 - ✓ 金融事業を行う独立した法人を設立することが難しい(その他の実業を伴う)場合、単体で利益および資産の75%以上をCTCと認定される活動から得ることが必至(=セーフ・ハーバー・ルール)

CTC設置へのフロー (イメージ)

① 設計

CTCの適合性検討

- ・CTC政策研究
- ・香港法人の機能
- ・機能改革・商流変更を行う場合の費用対効果
- ・他地域(シンガポール等)とのメリット・デメリット比較

② 戦略策定

香港の金融統括機能の設計

- ・香港の持つCTC機能の策定(F/S)
- ・変更・調整後の組織決定
- ・システムの設計・調整
- ・工程表の作成

③ 実行

香港の金融統括化

- ・CTC優遇の享受(※納税申請時に毎年申請)
- ・CTC主要業務の内部評価
- ・必要に応じシステム・組織等の強化
- ・スタッフの研修 等

CTCとして優遇を享受できる
金融機能詳細については次頁の香港政府規定ご参照

■ CTC認定機能の内、グループに対する金融機能については一般的下記条件充足が必要:

- ✓ 金融統括から月次で4回以上のグループ金融取引が生じていること
- ✓ 各取引金額が最低25万香港ドル以上であること(約360万円)かつ課税年度におけるグループ会社向け取引が4回以上生じていること

(出所)香港政府官報、PwC資料(Hong Kong Tax Alert 2016 Issue No.14等)、インベスト香港へのヒアリングなどより、みずほ銀行国際戦略情報部・香港営業第一部作成

【V-4】CTCと認定される機能

◆ 優遇税制適用を受ける対象は、金融統括業務 (Corporate Treasury Activity)

CTCと認定される主な金融サービス・取引(2016年6月3日 香港政府官報「改正・内国歳入条例」より)

グループ ファイナンス	a. 香港域外のグループ企業に対する融資
グループ会社 に対する 金融サービス	<p>a. グループ企業の現金収支予測またはプーリングなどを含む現金および流動性ポジションの管理と関連アドバイスの提供</p> <p>b. グループ企業の販売業者や納入業者に対する支払処理</p> <p>c. グループ企業が利用する金融機関との関係管理</p> <p>d. 以下を含む企業ファイナンスにかかるアドバイザリーサービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> i. グループ企業による負債または株式などによる資本調達に対するサポート、および、 ii. グループ企業のための資本予算策定 <p>e. グループ企業の資金の運用マネジメントに対するアドバイス提供</p> <p>f. グループ企業が発行した債券・株式のIR管理</p> <p>g. 以下に対するサービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> i. グループ企業に対する、またはグループ企業に代わっての担保・契約履行保証・スタンドバイL/Cまたはその他の信用リスク証書の提供、または ii. グループ企業に対する、またはグループ企業に代わっての送金サービスの提供 <p>h. グループ企業の金利リスク、為替リスク、流動性リスク、信用リスク、コモディティ・リスクあるいはその他の金融リスクの管理に関連するアドバイスおよびサービスの提供</p> <p>i. グループ企業による合併または事業買収におけるサポートの提供</p> <p>j. 以下のグループ企業のコンプライアンスに関連するアドバイスまたはサービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 会計基準、ii. 内部の財務方針、または、iii. 財務管理にかかる規制要件 <p>k. グループ企業の財務管理システムの運営に関連するアドバイスまたはサービスの提供</p> <p>l. 上記a～kで示したいずれかの活動と関連する状況でのグループ企業への経済・投資にかかる調査・分析を含む事業計画・調整の提供</p>
自社口座での グループ会社 に関連する 金融取引	<p>a. グループ企業による借入における担保供与・契約履行保証・スタンドバイL/Cおよびその他の信用リスク証書の提供にかかわる取引</p> <p>b. 自社またはグループ企業の現金および流動性ポジションの管理を目的とした自社およびグループ企業の資金による以下のいずれかの金融商品への投資</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 預金、ii. CD(譲渡性預金)、iii. 債券、iv. 手形、v. 社債、vi. MMF、vii. その他の金融商品 <p>c. グループ企業の金利リスク・為替リスク・流動性リスク・信用リスク・コモディティ・リスクあるいはその他の金融リスクのヘッジを目的として締結される以下のいずれかの契約取引</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 差金決済取引、ii. 為替予約、iii. 先渡または先物取引、iv. スワップ取引、v. オプション取引 <p>d. ファクタリングまたはフォーフェイティング取引</p>

*注: 2018年7月13日官報に掲載された内国歳入法(改正)(第6号)により、香港域内グループ企業との取引にかかるCTA所得についても軽減税率対象とされた。

(出所) 香港政府 Inland Revenue (Amendment) (No.2) Ordinance 2016, DIPN No.52, よりみずほ銀行香港営業第一部作成

Disclaimer

© 2020 株式会社みずほフィナンシャルグループ

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、弊社が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊社はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他如何なる手段において複製すること、②弊社の書面による許可なくして再配布することを禁じます。